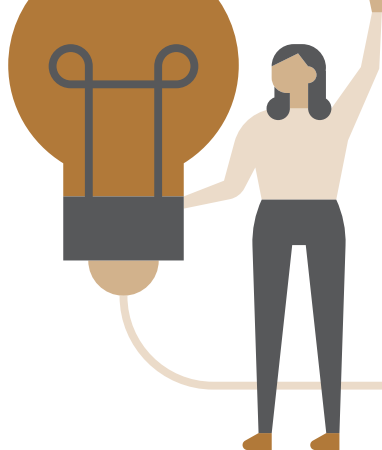




在籍中保存

2025

教職課程便覧 学芸員課程便覧



(令和7年度)入学生用

名城大学

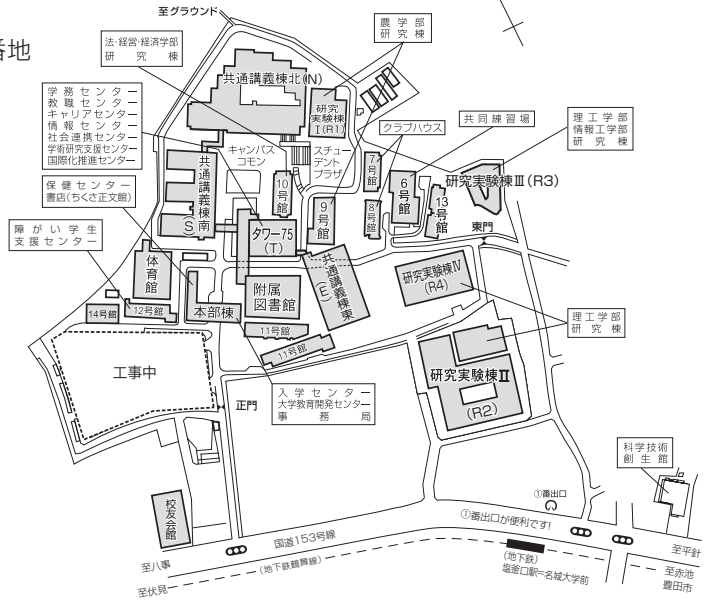


所在地

(令和7年4月1日現在)

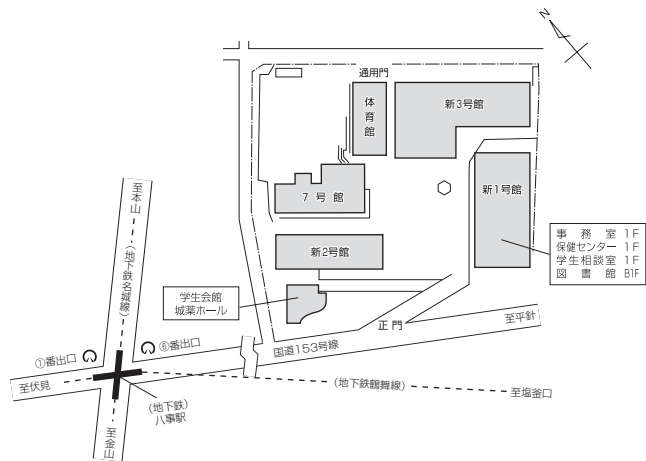
天白キャンパス

〒468-8502 名古屋市天白区塩釜口一丁目 501 番地
 ☎ (052) 832-1151 (代表)
 法学部
 経営学部
 経済学部
 理工学部
 農学部
 情報工学部
 法学研究科
 経営学研究科
 経済学研究科
 理工学研究科
 農学研究科
 総合学術研究科



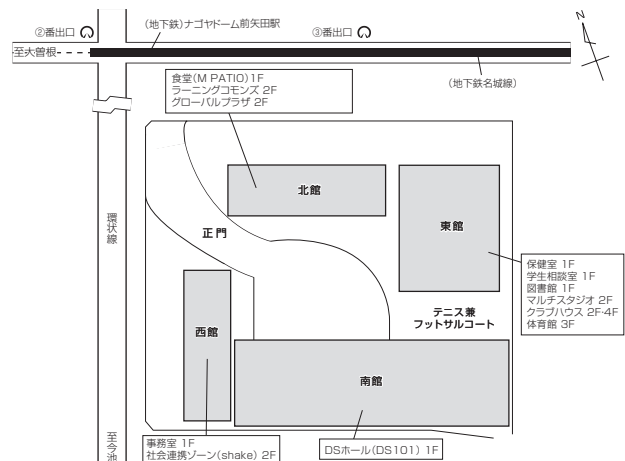
八事キャンパス

〒468-8503 名古屋市天白区八事山150 番地
 ☎ (052) 832-1151 (代表)
 薬学部
 薬学研究科



ナゴヤドーム前キャンパス

〒461-8534 名古屋市東区矢田南四丁目 102 番 9
 ☎ (052) 832-1151 (代表)
 都市情報学部
 人間学部
 外国語学部
 都市情報学研究科
 人間学研究科



春日井（鷹来）キャンパス

農学部附属農場
 〒486-0804 春日井市鷹来町字菱ヶ池4311-2
 ☎ (0568) 81-2169

日進キャンパス

日進総合グラウンド
 〒470-0102 日進市藤島町長塚75
 ☎ (0561) 73-0810

中村キャンパス

附属高等学校
 〒453-0031 名古屋市中村区新富町 1-3-16
 ☎ (052) 481-7436 (代表)

目 次

教員免許状取得を目指す学生の皆さんへ	1
1) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画	1
2) 教職センターの役割	2
3) 教師を志す学生の皆さんへ	2
1. 教育職員免許状について	3
1) 教員免許状とは	3
①法令の定め	3
②免許状の種類	3
2) 大学の教職課程とは	3
3) 本学で取得できる教員免許状の種類	3
①学部学科で取得可能な一種免許状	3
②研究科専攻で取得可能な専修免許状	4
2. 大学で教員免許状を取得するためには	4
1) 教育職員免許法の定めについて	4
2) 教員免許状を取得するための要件について	4
①基礎資格及び取得が必要な単位数について	
：教育職員免許法第5条	4
②大学で取得が必要な単位数について	
：教育職員免許法施行規則第4条及び第5条	5
③大学で取得が必要な単位数「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」について	5
④その他必要な要件「介護等の体験」について	6
⑤「高等学校教諭一種免許状（工業）」のみを対象とした取得方法「特例方法」について	6
3. 教職課程の登録及び履修の諸手続きについて	7
1) 教職課程の登録について	7
2) 教職課程の履修について	7
3) 単位制度について	7
4) 教職課程履修開始から免許状授与までに必要な費用について	7
5) 教職課程の年間スケジュール（予定）	8
6) 履修カルテについて	9
4. 介護等体験について	9
1) 法律の概要について	9
2) 介護等体験に伴うガイダンスについて	9
3) 介護等体験にかかる留意事項について	10
4) 介護等体験手続から実施までの流れについて	10
5. 教育実習について	10
1) 教育実習の意義・目的について	10
2) 教育実習の心得について	11
3) 教育実習の参加資格について	11
4) 教育実習の概要について	11
5) 教育実習参加までの流れについて	12
6. 麻しんに関する報告書について	13
7. 単位の修得方法について	14
1) 教科及び教職に関する科目表	14
2) 教科の指導法に関する科目表	16
3) 教科に関する専門的事項（学部学科）	17
・法学部法学科	17
・経営学部経営学科	18
・経営学部国際経営学科	19

・経済学部経済学科	20
・経済学部産業社会学科	22
・理工学部数学科	24
・理工学部電気電子工学科	26
・理工学部材料機能工学科	28
・理工学部応用化学科	30
・理工学部機械工学科	32
・理工学部交通機械工学科	34
・理工学部メカトロニクス工学科	36
・理工学部社会基盤デザイン工学科	37
・理工学部環境創造工学科	39
・理工学部建築学科	40
・農学部生物資源学科	42
・農学部応用生物化学科	44
・農学部生物環境科学科	46
・都市情報学部都市情報学科	48
・人間学部人間学科	50
・外国語学部国際英語学科	52
・情報工学部情報工学科	53
4) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	55
5) 大学院における『専修免許状』取得に必要な単位の履修方法	56
・法学研究科法律学専攻	56
・経営学研究科経営学専攻	57
・経済学研究科経済学専攻	57
・理工学研究科数学専攻	58
・理工学研究科情報工学専攻	58
・理工学研究科電気電子工学専攻	59
・理工学研究科材料機能工学専攻	59
・理工学研究科応用化学専攻	60
・理工学研究科機械工学専攻	60
・理工学研究科交通機械工学専攻	61
・理工学研究科メカトロニクス工学専攻	61
・理工学研究科社会基盤デザイン工学専攻	62
・理工学研究科環境創造工学専攻	62
・理工学研究科建築学専攻	63
・農学研究科農学専攻	64
6) 転学部生・転学科生・編入学生の教職課程の履修について	65
7) 大学院生の教職課程の履修について	65
大学院進学後に一種免許状を取得する場合	65
8. 教育職員免許状（教員免許状）の申請	65
9. 教員採用試験	66
1) 公立学校教員について	66
2) 私立学校教員について	66
3) 臨時採用教員について	66
10. 教員採用試験対策指導	66
1) 教員採用試験対策講座について	66
2) 教職学習室・教職教材研究室の利用方法について	66
【資料】	67
教育職員免許法（抜粋）	67
教育職員免許法施行規則（抜粋）	69

目

1 . 学芸員課程を履修する皆さんへ	75
1) 学芸員とは	75
2) 博物館とは	75
3) 本学の学芸員養成理念について	75
2 . 大学で学芸員資格を取得するには	75
1) 博物館法の定めについて	75
3 . 学芸員資格を取得できる学部・学科	75
4 . 学芸員資格取得に必要な単位の取得について	76
1) 基礎資格	76
2) 博物館に関する科目	76
5 . 博物館実習について	
1) 博物館実習Ⅰ（学内実習）〔3年次〕・・必修	77
2) 博物館実習Ⅱ（館務実習）〔4年次〕・・必修	77
3) 博物館実習Ⅲ（館務実習）〔4年次〕・・選択	77
4) 博物館実習Ⅱ・Ⅲ（館務実習）の概要	77
5) 博物館実習Ⅱ・Ⅲ（館務実習）の参加資格	77

次

6 . 学芸員課程の登録および諸手続	77
1) 学芸員課程の登録と履修費の納入について	77
2) 学芸員課程の授業科目の履修登録について	78
3) 大学院生の履修について	78
4) 単位制度について	78
5) 学芸員課程の年間スケジュール（予定）	78
7 . 修了証書の授与	78

【資料】

博物館法（抜粋）	79
博物館法施行規則（抜粋）	82

教 職 課 程

教員免許状取得を目指す学生の皆さんへ

《名城大学の教職課程について》

1) 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画

大学の教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画

〔教員の養成の目標〕

本大学は、立学の精神「穩健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」に根差し、「謙虚にものごとの本質をつかみ、節度をわきまえ、豊かな包容力と平衡感覚をもち、抜群な実行力で誰からも信頼される教員」を養成することを目標とする。前身の名古屋高等理工科講習所開設当初から重視してきた中等教育教員養成の伝統と大学の設置理念の下、各学部・学科における専門的教育研究を通して創造的な知性と豊かな人間性を培い、教職に関わる深い理解と実践的指導力を備えた教員を輩出して社会に貢献していく。

〔当該目標を達成するための計画〕

本大学は、目標を達成するために、次の計画を実施する。

①特色ある教職指導の実施

1. 教職担任制（教職センター教員が教職担任として4年間一貫で担当学生の指導を行う）の採用
2. 教員採用試験に向けた各種対策講座、ガイダンス等の実施
3. 教職課程履修カルテを活用した学修成果の把握

②教員としての資質・技能の育成

教育の基礎的理解に関する科目等を通して、教員としての資質・技能を育成する。

③独自の科目設置を通じた信頼される教員の育成

大学が独自に設定する科目として「模擬授業演習」（3年次・必修）及び「学校課題演習」（3年次・選択）を設置し、教職課程で身につけた知識、実践力を活用した横断的な学修により、学生が課題解決能力、実践的指導力等を一層獲得できるように促す。

④各学部・学科における教育研究上の特色を活かした教職課程の編成

各学部・学科における高度で特色のある教育研究を通して、教員として必要な知識や諸能力を育成する。

⑤全学的教職課程運営の推進

教職センター委員会を核として、教職課程自己点検・評価活動を踏まえた全学的教職課程運営の改善を推進し、教職課程の質の向上を図る。

大学院の教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画

〔教員の養成の目標〕

本大学院は、立学の精神「穩健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」に根差し、「謙虚にものごとの本質をつかみ、節度をわきまえ、豊かな包容力と平衡感覚をもち、抜群な実行力で誰からも信頼される教員」を養成することを目標とする。前身の名古屋高等理工科講習所開設当初から重視してきた中等教育教員養成の伝統と大学院の設置理念の下、各研究科・専攻における学術の理論及び応用の教授研究を通して高度な教科専門性と探求能力を備えた教員を輩出して社会に貢献していく。

〔当該目標を達成するための計画〕

本大学院は、目標を達成するために以下の計画を実施する。

①各研究科・専攻における教授研究上の特色を活かした教職課程の編成

各研究科・専攻における高度で特色ある教授研究を通して、教員として必要な高度な教科専門性と確かな探求能力を育成する。

②全学的教職課程運営の推進

教職センター委員会を核として、教職課程自己点検・評価活動を踏まえた全学的教職課程運営の改善を推進し、教職課程の質の向上を図る。

2) 教職センターの 役割

名城大学では教職センターが教職課程を運営しています。主に次の3つを行っています。

- ①教職専門科目および一部の各教科の指導法に関する科目の開講
- ②教職課程履修指導、介護等体験・教育実習に関わる指導
- ③教師を目指す学生たちへの教員採用試験等の対策

3) 教師を志す学生 の皆さんへ

教師を目指す学生の皆さんは、所属する学部の特設科目の履修を通して、教師としての専門性を身につけ、教職センターが開講する教職専門科目を履修することで、各学科が認定されている教員免許を取得することが可能となっています。ぜひ、本学の教職課程で学び、教師として教育現場で活躍してみませんか。

1. 教育職員免許状について

1) 教員免許状とは

教育職員免許状とは、学校教育法が定める学校で教員として働くために必要な免許状のことです。教育職員免許状は教員免許状や教員免許、教免と略されることもあります。

① 法令の定め

教員免許状の取得方法などは「教育職員免許法」と「教育職員免許法施行規則」という法令に基づき定められています。教育職員免許法では、学校教育法が定める学校で教員として働くには教員免許状が必要であるとされています。中学校や高等学校の教員として働くためには、教員免許状が必要です。

② 免許状の種類

教員免許状は普通免許状、臨時免許状、特別免許状の3つに大別されます。本学で取得できる免許状は普通免許状です。臨時免許状と特別免許状には有効期間があります。特別免許状の有効期間は所有資格を得てから10年後の年度末までです。臨時免許状は3年間有効です。

普通免許状には専修免許状、一種免許状、二種免許状の3種類があります。専修免許状は修士の学位をもつ者、一種免許状は学士の学位をもつ者、二種免許状は短期大学士の学位に相当する資格をもつ者に授与されます。本学で取得できるのは一種免許状と専修免許状です。

2) 大学の教職課程とは

教員免許状の取得には教職課程の単位を修得しなければなりません。

教職課程とは、教員養成系学部にも所属していない学部の学生が教員免許状を取得するために履修する課程のことです。教職課程は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定められた科目で構成されています。教職センター開講科目の単位は学部を卒業するために必要な単位に算入されません。

3) 本学で取得できる教員免許状の種類

教育職員免許状取得希望者は、教育職員免許法に従い、所定の単位を修得した場合、次のような免許状が取得できます。

① 学部学科で取得可能な一種免許状

学 部		学 科	校種と免許教科 ※	
			中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
大 学	法 学 部	法 学 科	社 会	地 理 歴 史 公 民
	経 営 学 部	経 営 学 科	—	商 業
		国 際 経 営 学 科		
	経 済 学 部	経 済 学 科	社 会	地 理 歴 史 公 民 商 業
		産 業 社 会 学 科		
	理 工 学 部	数 学 科	数 学	数 学 情 報
		電 気 電 子 工 学 科	理 科	理 工 科 業
		材 料 機 能 工 学 科		
		応 用 化 学 科		
		機 械 工 学 科		
		交 通 機 械 工 学 科		
		社会基盤デザイン工学科		
		建 築 学 科	—	工 業
		メカトロニクス工学科		
		環 境 創 造 工 学 科	理 科	理 農 科 業
	農 学 部	生 物 資 源 学 科		
		応 用 生 物 化 学 科		
		生 物 環 境 科 学 科		
	都市情報学部	都 市 情 報 学 科	—	公 民 情 報
	人 間 学 部	人 間 学 科	社 英 会 語	地 理 歴 史 公 英 民 語
	外国語学部	国 際 英 語 学 科	英 語	英 語
	情報工学部	情 報 工 学 科	—	情 報 工 業

② 研究科専攻で取得可能な専修免許状

学 部			学 科	校種と免許教科 ※	
				中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
大 学 院	修 士 課 程 ・ 博 士 前 期 課 程	法 学 研 究 科	法 律 学 専 攻	社 会	公 民
		経営学研究科	経 営 学 専 攻	—	商 業
		経済学研究科	経 済 学 専 攻	社 会	公 民
		理工学研究科	数 学 専 攻	数 学	数 学
			情 報 工 学 専 攻	—	工 業
			電 気 電 子 工 学 専 攻		
			材 料 機 能 工 学 専 攻		
			応 用 化 学 専 攻	理 科	理 科
			機 械 工 学 専 攻	—	工 業
			交 通 機 械 工 学 専 攻		
			メカトロニクス工学専攻		
			社会基盤デザイン工学専攻		
			環 境 創 造 工 学 専 攻		
			建 築 学 専 攻		
		農 学 研 究 科	農 学 専 攻	理 科	理 科
					農 業

※免許状の正式名称は「中学校教諭一種免許状（教科名）」、「中学校教諭専修免許状（教科名）」、「高等学校教諭一種免許状（教科名）」、「高等学校教諭専修免許状（教科名）」です。

例：中学校教諭一種免許状（社会）・高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

2. 大学で教員免許状を取得するためには

1) 教育職員免許法の定めについて

教育職員免許状を取得するために必要な基準、要件等は、「教育職員免許法」、「教育職員免許法施行規則」等に、免許状の種類ごとに定められています。

希望する教員免許状を取得するためには、これらの法律に定められている、基準、要件、修得が必要な科目及び単位数等を充足する必要があります。

2) 教員免許状を取得するための要件について

①基礎資格及び取得が必要な単位数について：教育職員免許法第5条

第1欄	免許状の種類	中学校教諭		高等学校教諭	
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
第2欄	基礎資格	修士の学位	学士の学位	修士の学位	学士の学位
第3欄	大学において修得することが必要とする単位数	83	59	83	59

※専修免許状に係る第4欄に定める単位数のうち一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程において修得するものとする。

② 大学で取得が必要な単位数について：教育職員免許法施行規則第4条及び第5条

第1欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	中学校教諭(第4条)		高等学校教諭(第5条)	
			専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項				
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	8	28	4	24
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	10	10
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）				
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	8	8
		総合的な学習の時間の指導法*				
		特別活動の指導法				
		教育の方法及び技術				
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
		生徒指導の理論及び方法				
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	3	3
		教職実践演習	2	2	2	2
第6欄	大学が独自に設定する科目		28	4	36	12
法令上の必要単位数			83	59	83	59

※高等学校教諭専修免許状及び高等学校教諭一種免許状に対応する事項は、「総合的な探究の時間の指導法」です。

③ 大学で取得が必要な単位数「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目区分」について

取得する免許状の種類 科目区分 科目名称		中学校教諭		高等学校教諭	
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目区分	日本国憲法	2	2	2	2
	体育	2	2	2	2
	外国語コミュニケーション	2	2	2	2
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	2	2	2

④ その他必要な要件「介護等の体験」について

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（＝特例法）」の定めにより、中学校教諭免許状取得予定者は、法令で定める施設における7日間の介護等体験が必要とされています。

詳細は、『4. 介護等体験』に記載されています。

⑤ 「高等学校教諭一種免許状（工業）」のみを対象とした取得方法「特例方法」について

高等学校教諭（工業）の普通免許状の授与を受ける場合、「教育職員免許法施行規則第5条備考第6」の定めにより、「教育職員免許法第5条」の規定にかかわらず、同数の単位数修得をもって、これに替えることができます。

教育職員免許法施行規則第5条備考第6

工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考第7号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	「教育職員免許法施行規則第5条備考第6」により取得する方法		
		授業科目	特例方法1（一括申請）	特例方法2（個人申請）
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	各学科で開設する科目☆	「理工学概論」 「職業指導論」 「工業科教育法」 「工業科指導法」 「教育原論」 「教職入門」 「教育行政論」 「教育心理学」 「特別支援教育論」 「教育課程論」 「教育方法・技術論（情報通信技術の活用含む）」 「生徒・進路指導論」 「学校教育相談」 「教育実習Ⅱ 教育実習指導」 「教職実践演習」	「理工学概論」 「職業指導論」 を含めて59単位以上修得する
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	工業科教育法 工業科指導法		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原論		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職入門		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育行政論		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育論		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育課程論		
道徳、総合的な学習の時間等及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	特別活動と総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術	教育方法・技術論（情報通信技術の活用含む）		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	情報通信技術の活用含む）		
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導論		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論		
教育実践に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	学校教育相談		
	教育実習	教育実習Ⅱ 教育実習指導		
大学が独自に設定する科目	教職実践演習	教職実践演習		

※☆は、各学科で開講されている「教科に関する専門的事項」で必修科目の「理工学概論」「職業指導論」を修得する必要があります。

※前ページ③に示す「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の必要単位数は修得する必要があります。

※【特例方法2】により教員免許状を取得する場合、教育委員会への免許状授与の申請手続きは『個人申請』が必要です。

3. 教職課程の登録及び履修の諸手続きについて

1) 教職課程の登録について

教職課程の履修を希望する者は、教職課程オリエンテーションに出席し、教職課程履修希望登録および教職履修費（55,600円）の納付が必要です。

- (1) 教職課程履修希望登録を行うことによって、教職課程開講科目を履修登録することができます。
- (2) 所定の履修費で教職課程を履修することのできる期間は、大学学部在籍する期間です。
- (3) 教職課程を途中で辞退する場合、納付した教職履修費は返還されません。
- (4) 退学・除籍の後、再入学・復籍した者が、再び教職課程を履修しようとするときに、既納の履修費と再履修を出願した年度の履修費に差額がある場合は、その差額を納付する必要があります。

2) 教職課程の履修について

教職課程を履修するために必要な授業科目は「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」、「教育職員免許法第66条の6に定める科目」があり、それぞれについて、必修科目の単位を含んだうえ、最低必要単位数を修得しなくてはなりません。

取得しようとする免許状ごとに必要な授業科目、単位数が記載されていますので、本書を熟読し、理解した上で履修登録を行ってください。

3) 単位制度について

大学における教育課程は、大学設置基準にもとづく単位制を採用しています。単位とは1つの授業科目の学習に要する時間を表す基準です。単位制とは、各年次に配当されている所定の科目を履修し、それらの科目ごとに割り当てられている単位を修得し、これを一定数積み上げることによって卒業できる制度をいいます。大学の授業は講義・演習・実験・実技科目に大別することができますが、各授業科目の1単位当たりの学習時間は、教室等で行う授業時間と教室外で行う準備学習・事後学習の自学自習時間を合わせて45時間が必要になります。単位制度の趣旨を理解して、履修する単位数に相当する自主的学習時間が必要であることを意識して、日ごろの授業に臨んでください。

4) 教職課程履修開始から免許状授与までに必要な費用について

教職課程履修開始から免許状授与までに必要な費用の目安は、下記のとおりです。

年度によって、金額が変わることがありますので、その都度、各自で確認してください。

支払方法等の詳細な内容は、ガイダンス及び掲示等でお知らせします。

年次	内容	金額(目安)	概要
1年次	教職履修費	55,600円	履修者全員、最初の登録時のみ必要
	教員採用試験トライアル模試受験料	1,500円	希望者のみ
2年次	教員採用試験トライアル模試受験料	1,500円	希望者のみ
	教員採用模擬試験受験料	3,200円	希望者のみ：1回あたり 1,600円
	麻しんの予防接種や抗体検査の費用	実費	予防接種や抗体検査を行う場合のみ
3年次	介護等体験費（老人保健施設分）	7,500円	体験参加対象者のみ 1日当たり 1,500円×5日間分
	介護等体験にかかる消耗品等	実費	実習先による
	介護等体験にかかる交通費等	実費	
	教員採用模擬試験受験料	3,200円	希望者のみ：1回あたり 1,600円
4年次	教育実習費	0～30,000円	実習参加対象者のみ 金額は実習校により異なり、各自で支払う
	教育実習にかかる消耗品等	実費	実習先による
	教育実習にかかる交通費等	実費	
	教員採用模擬試験受験料	3,200円	希望者のみ：1回あたり 1,600円
	教員免許状授与手数料	3,400～17,000円	申請者全員：免許状1件につき3,400円 申請する件数による
	講義「教職実践演習（中・高）」の、学外における見学・調査等に参加する際の交通費等	実費	参加内容による
共 通	キャンパス移動交通費	実費	教職課程に関する行事が天白キャンパスのみで開催される場合、別キャンパスで開催される授業科目を履修する場合等、キャンパス間移動の交通費が必要となる場合がある スクールバスが運行されている期間は利用が可能である

*金額は前年度までのものを参考にしています。

5) 教職課程の年間
スケジュール
(予定)

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
4 月	新入生オリエンテーション 教職課程登録 教職履修費納入		・教育実習登録手続き開始 ・教育実習登録カード提出 ・教育実習校内諾依頼 ・介護等体験最終調査 ・公立学校教員採用試験出願（3～5月）	・公立学校教員採用試験出願（3～5月） ・私学適性検査受検申込
			【前期】採用試験対策勉強会（4～7月）	
5 月		教員採用試験のための公開模擬試験		
6 月				教育実習（5～6月）* ・私学適性検査
7 月			・教員採用試験受験（5～9月） ・介護等体験ガイダンス	・教員採用試験受験（5～9月） ・教員採用試験二次試験対策講座
8 月			・介護等体験：老人保健施設（8～12月頃） ・小学校教員資格認定試験（6月～9月） ・介護等体験（特別支援学校）ガイダンス（8月～9月）	・公立学校教員採用試験結果発表
9 月		・教員採用試験対策講座オリエンテーション		・教員免許状一括申請一次申請手続き ・教育実習（9～10月）*
		【後期】採用試験対策勉強会（9～12月）		
10 月			・介護等体験：特別支援学校（10～12月頃） ・教育実習校斡旋、二次募集ガイダンス	
11 月				・教員免許状一括申請二次申請ガイダンス ・教員採用試験受験結果及び教員斡旋希望調査表提出
12 月		・教員採用試験のための公開模擬試験		
			・教員採用試験対策小論文指導申込	
1 月	小学校教員資格認定試験対策説明会			
2 月	・教員採用試験対策説明会 ～はじめの一步～/トライアル模擬試験		教員採用試験対策小論文指導講座 教育実習参加資格審査	
3 月	教職課程在学 次年度の新年次ガイダンス			教員免許状の授与（卒業式当日）
	新 2 年次ガイダンス	新 3 年次ガイダンス	教員採用試験のための公開模擬試験	
			新 4 年次ガイダンス	

- * 4 年次の教育実習は、「5～7 月」若しくは「9～11 月」のいずれかの期間で実施されます。
 * 具体的な日程や履修に関する連絡事項等については、所定の掲示板に掲載しますので、必ず確認するようにしてください。
 * 諸手続は必ず行い、説明会・ガイダンス等には必ず出席してください。

6) 履修カルテについて

教職課程を履修する上で、『教職課程履修カルテ』の作成が必要になります（以下、『教職課程履修カルテ』を履修カルテと略します）。履修カルテは教職課程での学びを記録するためのものです。その目的は教職課程の履修の見通しをもったり、履修状況の自己管理をしたり、学びを振り返ることで自身の学習の改善・向上を目指したりすることにあります。

履修カルテは教職実践演習の履修の際に必要なになります。教職実践演習とは、これまでの教職課程における各科目で身に付けた資質能力を、教員として必要最小限な資質能力として有機的に統合するための科目です。この科目は教職課程での学びの集大成になります。教職実践演習のために、教職課程での学びを記録した履修カルテが不可欠です。記録を充実したものにするために、単位の修得を確認した都度に、履修カルテに学びの記録を記入しましょう。

教職指導の一環として、履修カルテを年度ごとに教職担任に提出します。提出日、返却方法などに関しては、ガイダンス及び掲示等でお知らせします。

4. 介護等体験について

小学校・中学校の教員免許状取得を希望する学生に対し、特別支援学校（盲学校、聾学校もしくは養護学校）及び社会福祉施設等において、障害者・高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流の体験（介護等の体験）が法律で義務づけられています。

1) 法律の概要について

法律の名称等	平成9年介護等体験特例法（平成10年4月1日施行） （小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）
介護等体験の趣旨	義務教育に従事する教員が個人の尊厳および社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から義務付けられています。
介護等体験の意義等	障害のある人や高齢の方に対するさまざまな援助の活動を体験することにより個人の尊厳や価値観の違いを認められる心を持った人づくりの実現に資することを目的として、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に義務付けられました。 介護等体験を行う社会福祉施設等や学校の種類は法律で決められており、対象となった施設や学校は、体験の趣旨を生かすことのできる意欲と熱意のある学生が来ることを望んでいます。
介護等体験の対象者	原則として大学・短大に在学・在籍し、小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者とされています。
介護等体験の実施施設	(1) 社会福祉施設、介護老人保健施設等 (2) 特別支援学校等
介護等体験の時期及び期間	18歳に達した後の7日間（社会福祉施設・老人保健施設5日間、特別支援学校2日間を目途とする。）
介護等体験を要しない者	介護等に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者、身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者は、この体験を行う必要はありません。 ① 専門的知識及び技術を有すると認められる者 保健師、助産師、看護師、准看護師、特別支援学校の教員、理学療法士、作業療法士又は義肢装具士の免許を受けている者、社会福祉士又は介護福祉士の資格を有している者 ただし、取得見込の場合は適用されません。 ② 身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者 身体障害者で、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1～6級の者 ただし、本人の意思及び受け入れ施設等の判断により行うこともできる。 ③ 平成10年3月31日以前に、大学等に在籍した者で、卒業までに小学校又は中学校教諭の専修、1種、2種のいずれかの免許状取得のための所要資格を得た者

2) 介護等体験に伴うガイダンスについて

本学では、介護等体験を行う学生に対して、ガイダンスを実施します。開催日時等は所定の掲示板にて発表します。このガイダンスを欠席した学生は「介護等体験」を行う意思がないものとみなします。

3) 介護等体験にかかる留意事項について

- ① 定期健康診断
本学で実施する「定期健康診断」を必ず受診してください。
- ② 体験の費用
社会福祉施設等（本学は、介護老人保健施設）での体験実施には、1日あたり1,500円の体験費用が必要となります。納入方法等は、ガイダンスでお知らせします。
- ③ 介護等体験に伴う証明書
介護等体験終了後、各施設が体験を行ったことを証明し、本人に交付されます。
この証明書は、教員免許状申請時の必要書類となりますので、原則として教員免許状の一括申請時まで大学で保管します。体験終了後交付を受けたら、教職センター【教職・学芸員】へ提出してください。
- ④ 保険
介護等体験を実施する者は「学生教育研究災害傷害保険」（入学時に加入）と「インターンシップ・介護等体験活動・教育実習等賠償責任保険」に加入します。

4) 介護等体験手続から実施までの流れについて

	時期	項目・内容	提出等の説明
1	1年次 3月末	新2年次用ガイダンス実施 ・介護等体験希望調査	介護等体験希望調査に回答
2	2年次 3月中旬	新3年次用ガイダンス実施 ・介護等体験調査 ・体験困難日程確認	介護等体験調査に回答
3	3年次 7月上旬	介護等体験ガイダンス実施 ・老人保健施設の体験先・日程の発表 ・施設ごとの代表者を決定 ・施設ごとの連絡網作成・提出	同一施設で体験するメンバーで連絡網を作成 代表者が連絡網を提出
		・介護等体験費用の納入 (老人保健施設協会関係)	納入方法・納入期限はガイダンスで説明
		・特別支援学校介護等体験日程調査	体験日程調査に回答
4	3年次 7月下旬	特別支援学校の体験先・日程を掲示で発表	
5	3年次 9月～11月	特別支援学校ガイダンス実施 ・学校ごとに実施、資料配布	
6	3年次 8月上旬～ 12月下旬	介護等体験実施 ・老人保健施設（5日間） ・特別支援学校（2日間）	
7	体験終了後	介護等体験証明書・報告書を提出	体験終了日に証明書を受領し、終了後2週間以内に報告書と共に提出

※提出方法、提出先は、ガイダンス及び掲示等でお知らせします。

5. 教育実習について

1) 教育実習の意義・目的について

「すべての教育論は教師論に帰着する」といわれます。

教育活動は様々な条件の上に成り立つものです。例えば学校の施設設備、教材教具などの物的条件、児童・生徒の実態、これを取りまく家庭環境や地域社会の現実などすべてが教育を成り立たせる条件です。これらの諸条件を活用しながら対応し、教育目的の達成をはかるのが教師のつとめです。教育の成否は教師その人の人格力量によることを踏まえれば教育者としての職責の重大さを痛感できます。

このような重大な職責をもつ教育者となるためには、教職に就くその最初から責任ある教育活動ができ、児童・生徒の信頼に値する教師たり得るように準備しなければなりません。そのためにはあらかじめ、中正かつ教育愛に満ちた教育精神を培うとともに、少なくとも一定の水準に達した教育技術を身に付けることが必要です。

大学において教職課程を履修するのは、まさにこの必要に対応するためでありますが、教育研究は単なる理論的研究に終わってはならないのです。理論は常に実践によって深められ、実践はまた理論によって導かれなければなりません。理論と実践とをつなぐことこそ教育実習の使命です。この意味で教育実習は教職課程の総仕上げともいえるべきものです。

教育の場はそれぞれの個性をもち、異なった才能をもった教師と児童・生徒との間の多様な人間関係を中心として構成されます。教職課程で学んだ教育理論は、具体的、流動的な教育の場における実践を通してはじめて真の生命を得るでしょう。教育実習の目的は、実習生が経験豊かな先輩教員の指導のもとに具体的な教育活動を体験することによって、新しい時代の教師としての基礎を築くことです。目的達成のために、学習指導・生活指導・学級経営等、広範な教育の実務について理解を深め、基本的な教育技術を修得するとともに、児童・生徒とともに生活し、その心身の成長を援助し、指導することによって教育者たる自覚を深めます。

2) 教育実習の心得について

- ① 教育実習は各地方の教育委員会及び実習協力校の特別な好意によって実施されます。次代を担う教育者になる実習生のために、日常の極めて多忙な教育活動の中で、多大な犠牲をもちえりみず実習指導にあたってもらうことを銘記して、ひとりよがりになることなく、謙虚かつ真摯な態度で実習に専念しなければなりません。
- ② 実習期間中は実習校に勤務する教職員の一員になった覚悟で誠実に学校の教育方針を守り、校長や指導教員の指示に従って実習を進めなければなりません。
- ③ 実習生といえども、生徒に対しては先生として指導の任に当たります。その立場にふさわしい言葉づかい、態度、服装等に心を配ることはもちろん、教育に対する情熱とすべての児童・生徒に対する愛情を基本とする教育愛の体得に努めなければなりません。
- ④ 教育における政治的中立、公立学校における宗教的中立は民主主義教育の基本事項です。教育活動において特定の思想や政党の主張等を一方的にとりあげるようなことは厳に慎まなければなりません。
- ⑤ 健康面では、教育実習実施に支障のない者でなければならぬので、「定期健康診断」を必ず受診してください。

3) 教育実習の参加資格について

教育実習に参加できる者は、参加の前年度に開講される『模擬授業演習』を修得し、かつ参加年度に最終学年に在学する者で、下記に該当する者でなければなりません。

- ① 「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.14 第3欄～第5欄)のうち、3年次までに開講されている全ての必修科目を修得済みである者。(高等学校教諭免許状のみの取得希望者は、「道徳教育の理論と指導法」を除く。)
- ② 「教科に関する専門的事項」の3年次までに開講されている全ての必修科目と、「各教科の指導法」のうち、教育実習依頼先の学校種・担当教科、科目に関する全ての必修科目を修得済みである者。
- ③ 授業や介護等体験において、教職センター専任教員から適性を認められた者。
- ④ 教員免許状取得に必要な単位を卒業までに修得する見込みのある者。
- ⑤ 教職に就く意志が強固で、教育実習に対する積極性、熱意のある者。
- ⑥ 教育実習に堪えうる心身の健康を保持する者。特に感染症疾患のある者の実習は許可されません。
- ⑦ ガイダンス及び指導教員による事前指導を受けている者。

なお、参加前年度末において、上記の各号のいずれかに該当しない者については、教育実習資格審査面談を実施します。

4) 教育実習の概要について

教育実習は3年次4月の申込み手続きから始まります。

申込み手続きは、『新3年次ガイダンス』での説明に基づいて、自身が行います。

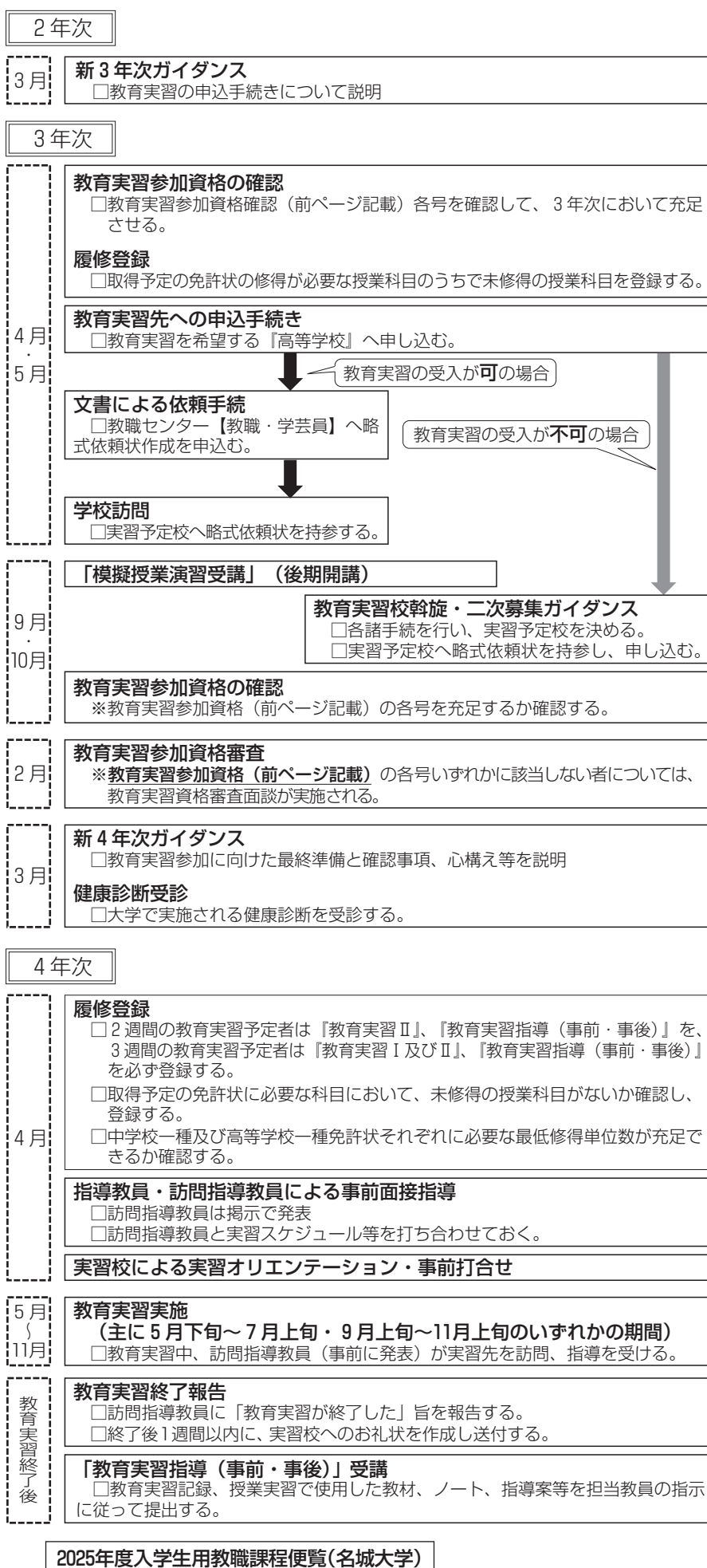
教育実習とは、『授業』の実習を行うだけでなく、学級活動、生徒指導、行事、課外活動等教育活動全般を通して、生徒と係わる体験をすることでもあり、短い期間に、実習先の生徒の成長にかかわることにもなりますので、申込み手続きを開始するときから『教育実習生』としての自覚と責任を持つ必要があります。

申込後実習先が確定したら、教育実習に自信を持って臨むために、必要な要件を充足すると共に、指導教員の指導、『模擬授業演習』の授業、実習校のオリエンテーション等を経て綿密に準備する必要があります。

なお、教育実習の概要は下記に示すとおりです。

実 習 先	高等学校又は中学校 ※原則、出身高校に依頼
実 習 の 時 期	4年次の5～7月又は9～11月のいずれかで、実習先の指示により決定
実 習 の 期 間	中学校免許状取得希望者は3週間、高等学校免許状取得希望者は2週間
実習の申込手続	3年次の4月頃に実習を希望する『高等学校』へ自身が申込
実習の申込方法	学校により異なるため予め確認が必要
実習授業の教科	取得を希望する免許教科によって、実習先へ希望を伝えて相談のうえ決定

5) 教育実習参加までの流れについて



6. 麻疹に関する報告書について

麻疹（はしか）は、感染力が非常に強く、医療が進歩した現在でも、重篤な後遺障害が残る、又は、死に至る危険性がある重大な疾患です。特に教育実習や介護等体験では、麻疹に罹患すると重篤化しやすい子どもや高齢者と接する機会があることから、感染対策に細心の注意を払う必要があります。

2007年には、10代、20代を中心とした麻疹の大規模な流行を受け、文部科学省から各大学に向けて「麻疹に関する特定感染症予防指針に基づく協力依頼について」という文書が発出されました。この文書では、教育等に係る大学の学生について、予防接種の勧奨及び接種の状況確認を行うことが求められています。

これを受けて本学では、教育実習や介護等体験の参加学生に対して、2年次時点で「麻疹に関する報告書」の提出を求めています。教育実習や介護等体験への参加を希望する場合は、報告書を必ず提出してください。

「麻疹に関する報告書」の提出にあたっては、母子手帳の写しなどにより、麻疹の予防接種を2回受けていることを証明する必要があります。2回の接種履歴を確認できない場合は、抗体検査を受けて、麻疹に対する抗体を保有していることを証明する必要があります。また、抗体検査の結果、十分な抗体を保有していないと医療機関から判断された場合は、可能な限り麻疹の予防接種を受けることを強く推奨します。アレルギーや持病等で接種が困難な場合は、教職センターまで相談してください。

なお、抗体検査や予防接種に必要な費用は、自己負担になります。

7. 単位の修得方法について

1) 教科及び教職に関する科目表

法学部・経営学部・経済学部・理工学部・農学部・都市情報学部・外国語学部・情報工学部 対象
(中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状)

免許法施行規則に定める内容					免許法施行規則に対応する本学の開設授業科目				
第 1 欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目名	単位数	修得区分		配当年次
			中学校 一 種	高等学校 一 種			中学校 一 種	高等学校 一 種	
※1 第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	24	(所属学科ごとに必要な教科に関する科目)	学部・学科・免許教科ごとのページに示します。			
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）			(免許教科ごとに定める教科の指導法に関する科目)				
第 3 欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原論	2	◎	◎	1
					学習社会論	2	*	*	1
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教職入門	2	◎	◎	1
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			教育行政論	2	◎	◎	2
					教育法規★	2	*	*	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育心理学	2	◎	◎	1
					発達心理学★	2	*	*	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育論	2	◎	◎	2
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			教育課程論	2	◎	◎	1	
第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育の理論と指導法	2	◎		2
		総合的な学習の時間の指導法※2			特別活動と総合的な学習の時間の指導法	2	◎	◎	2
		特別活動の指導法			教育情報論★	2	*	*	2
		教育の方法及び技術			教育方法・技術論（情報通信技術の活用含む）	2	◎	◎	1
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			生徒・進路指導論	2	◎	◎	1
		生徒指導の理論及び方法			学校教育相談	2	◎	◎	2
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法							
第 5 欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習Ⅰ	2	◎	*	4
					教育実習Ⅱ	2	◎	◎	4
					教育実習指導	1	◎	◎	4
		教職実践演習	2	2	教職実践演習（中・高）	2	◎	◎	4
※3 第 6 欄	大学が独自に設定する科目		4	12	道徳教育の理論と指導法	2		*	2
		模擬授業演習			2	◎	◎	3	
		学校課題演習			2	*	*	3	
					必要最低修得単位数		59	59	

◎は必修科目、*は選択科目を示します。

★の科目は、毎年開講するとは限りません。

※1「第2欄：教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法」は、受けようとする免許教科について、中一種免は8単位以上、高一種免は4単位以上を修得する必要があります。

※2高一種免に対応する事項は「総合的な探究の時間の指導法」です。

※3「第6欄：大学が独自に設定する科目」には、第2欄から第5欄の最低修得単位数を超えた単位を含めることができます。

人間学部 対象

(中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状)

免許法施行規則に定める内容					免許法施行規則に対応する本学の開設授業科目				
第1欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目名	単位数	必修・選択の区分		配当年次
			中学校 — 種	高等学校 — 種			中学校 — 種	高等学校 — 種	
※1 第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	28	24	(所属学科ごとに必要な教科に関する科目) (免許教科ごとに定める教科の指導法に関する科目)	学部・学科・免許教科ごとのページに示します。			
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育学概論☆	2	◎	◎	1
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			教育史☆	2	*	*	3
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			学習社会論☆	2	*	*	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教職入門	2	◎	◎	1
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			教育行政論☆	2	◎	◎	2
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			教育法規★	2	*	*	2
					教育心理学☆	2	◎	◎	1
					発達心理学☆	2	*	*	1
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	特別支援教育論	2	◎	◎	2
		総合的な学習の時間の指導法※2			教育課程論	2	◎	◎	1
		特別活動の指導法			道徳教育の理論と指導法	2	◎	△	2
		教育の方法及び技術			特別活動と総合的な学習の時間の指導法	2	◎	◎	2
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			教育情報論★	2	*	*	2
		生徒指導の理論及び方法			教育方法・技術論（情報通信技術の活用含む）	2	◎	◎	1
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			生徒・進路指導論☆	2	◎	◎	1
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			学校教育相談☆	2	◎	◎	2
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習Ⅰ	2	◎	*	4
					教育実習Ⅱ	2	◎	◎	4
					教育実習指導	1	◎	◎	4
		教職実践演習	2	2	教職実践演習（中・高）	2	◎	◎	4
※3 第6欄	大学が独自に設定する科目		4	12	道徳教育の理論と指導法	2	△	*	2
					模擬授業演習	2	◎	◎	3
					学校課題演習	2	*	*	3
必要最低修得単位数							59	59	

◎は必修科目、*は選択科目を示します。

★の科目は、毎年開講するとは限りません。

☆の科目は、人間学部人間学科開講専門科目に該当します。

※1「第2欄：教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法」は、受けようとする免許教科について、中一種免は8単位以上、高一種免は4単位以上を修得する必要があります。

※2高一種免に対応する事項は「総合的な探究の時間の指導法」です。

※3「第6欄：大学が独自に設定する科目」には、第2欄から第5欄の最低修得単位数を超えた単位を含めることができます。

2) 教科の指導法に関する科目表

法学部・経営学部・経済学部・理工学部・農学部・都市情報学部・人間学部・外国語学部・情報工学部 対象
(中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状)

免許法施行規則に定める内容					免許教科	免許法施行規則に対応する本学の開設授業科目				
第 1 欄	教科及び 教職に関 する科目	各科目に含 めることが 必要な事項	必要単位数			授業科目名	単位数	必修・選択の区分		配当 年次
			中学校 一 種	高等学校 一 種				中学校 一 種	高等学校 一 種	
第 2 欄	教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 する 科 目	各 教 科 の 指 導 法 (情報通信技術の活用を含む。)	8	4	社会	社会・地理歴史科教育法	2	◎	－	2
						社会・公民科教育法	2	◎	－	2
						社会・地理歴史科指導法	2	◎	－	3
						社会・公民科指導法	2	◎	－	3
					地理歴史	社会・地理歴史科教育法	2	－	◎	2
						社会・地理歴史科指導法	2	－	◎	3
					公民	社会・公民科教育法	2	－	◎	2
						社会・公民科指導法	2	－	◎	3
					数学	数学科教育法 A	2	◎	◎	2
						数学科教育法 B	2	◎	*	2
						数学科指導法 A	2	◎	◎	3
						数学科指導法 B	2	◎	*	3
					理科	理科教育法 A	2	◎	◎	2
						理科教育法 B	2	◎	*	2
						理科指導法 A	2	◎	◎	3
						理科指導法 B	2	◎	*	3
					英語 (人間学部)	英語科教育法 A	2	◎	◎	2
						英語科教育法 B	2	◎	*	2
						英語科指導法 A	2	◎	◎	3
						英語科指導法 B	2	◎	*	3
					英語 (外国語学部)	英語科教育法Ⅰ ☆	2	◎	*	2
						英語科教育法Ⅱ ☆	2	◎	◎	2
						英語科指導法Ⅰ ☆	2	◎	◎	3
						英語科指導法Ⅱ ☆	2	◎	*	3
					商業	商業科教育法	2	－	◎	3
						商業科指導法	2	－	◎	3
					工業	工業科教育法	2	－	◎	3
						工業科指導法	2	－	◎	3
農業	農業科教育法	2	－	◎	3					
	農業科指導法	2	－	◎	3					
情報	情報科教育法	2	－	◎	3					
	情報科指導法	2	－	◎	3					

取得を予定する免許教科に必要な授業科目を修得することが必要です。
履修は、所属する学科で修得可能な免許教科に対する授業科目のみ可能です。
◎は必修科目、*は選択科目を示します。
☆の科目は、外国語学部で開講されています。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

法学部 法学科 対象													
中学校一種 (社会) / 高等学校一種 (地理歴史) (公民)													
学校種 (免許教科)			中一種 (社会)					高一種 (地理歴史)				高一種 (公民)	
免許法施行規則に定める科目区分			外国史	日本史	地理学 (地誌を含む)	政治学	「法学」	「社会学」	「宗教学」	「哲学、倫理学」	「社会学、心理学」	「哲学、倫理学」	
該当授業科目			配当年次	授業科目名	単位数								備考
法学部法学科開講科目	1	日本史	2	◎						◎			
	1	外国史	2	◎							◎		
	2	日本法制史	4	*						*			
	2	日本近代法史	4	*						*			
	2	政治史	4	*							*		
	2	政治思想史	4	*							*		
	3	西洋法制史	4	*							*		
	3	東洋法史論	4	*							*		
	3	国際政治史	4	*							*		
	1	地理学	2		◎								
	1	自然地理学	2		◎								
	1	地誌学	2		◎						◎		
	2	国際政治学	4				*					○	
	1	政治学入門	4				○						
	1	憲法Ⅰ	4									○	
	2	憲法Ⅱ	4										
	1	民法Ⅰ	4				○					○	
	1	刑法Ⅰ	4										
	2	国際法	4				*						
	2	刑法Ⅱ	4				*					*	
	2	民事訴訟法	4				*					*	
	2	行政学	4				*					*	
	2	行政法Ⅰ	4				*					*	
	3	行政法Ⅱ	4				*					*	
	2	民法Ⅱ	4				*					*	
	2	民法Ⅲ	4				*					*	
	3	民法Ⅳ	4				*					*	
	3	民法Ⅴ	4				*					*	
	2	企業法Ⅰ	4				*					*	
	2	企業法Ⅱ	4				*					*	
	3	企業法Ⅲ	4				*					*	
	3	企業法Ⅳ	4				*					*	
	3	比較法	2				*					*	
	3	外国法Ⅰ	2				*					*	
	3	外国法Ⅱ	2				*					*	
	3	地方自治法	4				*					*	
	3	租税法	4				*					*	
	3	環境法	2				*					*	
	3	刑事訴訟法	4				*					*	
	3	刑事政策	4				*					*	
	3	民事執行法	4				*					*	
	3	倒産法	4				*					*	
	3	労働法	4				*					*	
	3	経済法	4				*					*	
	3	社会保障法	4				*					*	
	3	知的財産法	4				*					*	
	3	国際私法	4				*					*	
	3	国際人権法	2				*					*	
	3	国際組織法	2				*					*	
	1	経済学Ⅰ	2					◎				◎	
	2	経済学Ⅱ	2					◎				◎	
	3	法社会学	4				*					*	
	1	哲学Ⅰ	2					1科目 選択必修	○			1科目 選択必修	○
	1	倫理学Ⅰ	2					○				○	
	2	哲学Ⅱ	2				*					*	
	2	倫理学Ⅱ	2				*					*	
	2	法哲学	4				*					*	
他学部開講科目	2	社会経済学Ⅰ	2				*					*	
	2	社会経済学Ⅱ	2				*					*	
	1	経済史Ⅰ	2							*			
	1	経済史Ⅱ	2							*			
	2	西洋経済史Ⅰ	2							*			
	2	西洋経済史Ⅱ	2							*			
	2	国際経済論Ⅰ	2								*		
	2	国際経済論Ⅱ	2								*		
	2	地域政策論	2							*			
	2	地域経済論	2							*			
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数			28 単位					24 単位				24 単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

経営学部 経営学科 対象

高等学校一種 (商業)

学校種（免許教科） 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種（商業）		備考
該当授業科目				商業の 関係科目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
経営学部経営学科開講科目	1	経営学入門	2	◎		
	1	基本簿記	4	◎		
	1	流通入門	2	◎		
	1	マーケティング入門	2	◎		
	1	経営分析入門	2	◎		
	1	上級簿記Ⅰ	2	*		
	1	上級簿記Ⅱ	2	*		
	2	国際経営論	2	*		
	2	人的資源管理論	2	*		
	2	経営組織論	2	*		
	3	経営戦略論	2	*		
	2	国際マーケティング論	2	*		
	2	金融論	2	*		
	2	マーケティング論	2	*		
	2	マーケティング戦略論	2	*		
	2	消費者行動論	2	*		
	2	マーケティング・コミュニケーション論	2	*		
	2	中級簿記	2	*		
	2	工業簿記	2	*		
	2	原価計算論	2	*		
	2	情報システム論	2	*		
	3	サービス・マーケティング論	2	*		
	3	原価管理論	2	*		
	3	税務会計論	2	*		
3	職業指導論	2			◎	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

経営学部 国際経営学科 対象

高等学校一種 (商業)

学校種（免許教科） 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種（商業）		備考
該当授業科目				商業の 関係科目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
経営学部国際経営学科開講科目	1	経営学入門	2	◎		
	1	基本簿記	4	◎		
	1	流通入門	2	◎		
	1	マーケティング入門	2	◎		
	1	経営分析入門	2	◎		
	1	上級簿記Ⅰ	2	*		
	1	上級簿記Ⅱ	2	*		
	2	国際経営論	2	*		
	2	人的資源管理論	2	*		
	2	経営組織論	2	*		
	3	経営戦略論	2	*		
	2	マーケティング論	2	*		
	2	国際マーケティング論	2	*		
	2	中級簿記	2	*		
	2	工業簿記	2	*		
	2	原価計算論	2	*		
	2	金融論	2	*		
	2	情報システム論	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
	他学科開講科目	2	消費者行動論	2	*	
3		サービス・マーケティング論	2	*		
3		原価管理論	2	*		
3		税務会計論	2	*		
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

経済学部 経済学科 対象

中学校一種 (社会) / 高等学校一種 (地理歴史) (公民)

学校種（免許教科） 免許法施行規則に定める 科目区分 該当授業科目				中一種（社会）						高一種（地理歴史）				高一種（公民）				備考
				外国史・ 日本史・ 国史	地理学（地誌 を含む。）	政治学・ 「法律学」	「社会学」 「社会学」	「宗教学」 「宗教学」	「哲学・倫理学」 「哲学・倫理学」	日本史	外国史	自然地理学・ 人文地理学・ 地誌	地誌	「社会学・経済学（国際経済学を含む。）」 「社会学・経済学（国際経済学を含む。）」	「社会学・経済学（国際経済学を含む。）」 「社会学・経済学（国際経済学を含む。）」	「哲学・倫理学」 「哲学・倫理学」		
経済学部 経済学科 開講科目	1	日本史	2	○						○								
	1	外国史	2	○							○							
	1	文化人類学	2	*							*							
	1	経済史Ⅰ	2	*							*							
	1	経済史Ⅱ	2	*							*							
	2	西洋経済史Ⅰ	2	*							*							
	2	西洋経済史Ⅱ	2	*							*							
	2	イギリス近代思潮	2	*							*							
	2	日本経済史Ⅰ	2	*						*								
	2	日本経済史Ⅱ	2	*						*								
	1	地理学	2		○							○						
	1	自然地理学	2		○							○						
	1	地誌学	2		○								○					
	1	政治と社会	2			○							○					
	2	商法Ⅰ	2			*							*					
	2	商法Ⅱ	2			*							*					
	1	社会学	2					○	1科目 選択必修					○	○どちら らかを 選択必修			
	1	社会経済学入門	2				○					○						
	2	マクロ経済学Ⅰ	2				*						*					
	1	社会思想史	2				*						*					
	2	経済思想史	2				*						*					
	2	社会経済学Ⅰ	2				*						*					
	2	社会経済学Ⅱ	2				*						*					
	2	マクロ経済学Ⅱ	2				*						*					
	2	ミクロ経済学Ⅰ	2				*						*					
	2	ミクロ経済学Ⅱ	2				*						*					
	2	公共経済学Ⅰ	2				*						*					
	2	公共経済学Ⅱ	2				*						*					
	1	哲学	2					3科目 のうち 1科目 選択必修	○					4科目 のうち 1科目 選択必修	○			
	1	倫理学	2						○						○			
	1	宗教の世界	2						○						○			
	1	心の科学	2															
	2	財政学Ⅰ	2										*					
	2	国際経済論Ⅰ	2										*					
	2	国際経済論Ⅱ	2										*					
	2	開発経済学Ⅰ	2										*					
	2	開発経済学Ⅱ	2										*					
	2	アメリカ経済論	2										*					
	2	EU経済論	2										*					
	2	中国経済論Ⅰ	2										*					
	2	中国経済論Ⅱ	2										*					
	3	地方財政論Ⅰ	2										*					
	3	地方財政論Ⅱ	2										*					
他学科 開講科目	2	地域経済論	2		*							*				経済学部 産業社会学科 開講科目		
	2	地域政策論	2		*							*						
	2	環境経済論Ⅰ	2		*							*						
他学部 開講科目	3	経済地理学	2		*							*				法学部 法学科 開講科目		
	1	民法Ⅰ	4			*						*						
	2	民法Ⅱ	4			*						*						
	2	国際法	4			*						*						
	3	労働法	4			*						*						
	3	経済法	4			*						*						
教科の指導法に関する科目の必要 単位数を含めた最低修得単位数				28 単位						24 単位				24 単位				

○は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

経済学部 経済学科 対象

高等学校一種 (商業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (商業)		備考
該当授業科目				商業 の 関 係 科 目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
経済学部経済学科開講科目	1	基本簿記	4	◎		
	1	マクロ経済学入門	2	◎		
	1	ミクロ経済学入門	2	◎		
	2	経営データ分析Ⅰ	2	*		
	2	経営データ分析Ⅱ	2	*		
	2	経済データ分析Ⅰ	2	*		
	2	経済データ分析Ⅱ	2	*		
	1	経済学のための数学Ⅰ	2	*		
	1	経済学のための数学Ⅱ	2	*		
	1	統計学Ⅰ	2	*		
	1	統計学Ⅱ	2	*		
	2	金融論Ⅰ	2	*		
	2	金融論Ⅱ	2	*		
	2	労働経済論Ⅰ	2	*		
	2	労働経済論Ⅱ	2	*		
	2	ゲーム理論Ⅰ	2	*		
	2	ゲーム理論Ⅱ	2	*		
	2	財政学Ⅱ	2	*		
	2	国際金融論	2	*		
	2	国際通貨論	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
他 学 科 開 講 科 目	2	商業経済論	2	*		経済学部産業社会学科 開講科目
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

経済学部 産業社会学科 対象

中学校一種 (社会) / 高等学校一種 (地理歴史) (公民)

学校種（免許教科） 免許法施行規則に定める 科目区分 該当授業科目 配当年次 授業科目名 単位数				中一種（社会）					高一種（地理歴史）				高一種（公民）				備考
				外国史・ 日本史・ 地理学（地誌 を含む）	政治学・ 「法学」	「社会学」 「社会学」	「哲学、倫理学、 宗教学」	日本史	外国史	自然地理学・ 人文地理学・ 地誌	「政治学を含む」 「法学を含む」 「社会学（国際 経済学を含む）」	「社会学、経済 学（国際経済 学）」	「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」				
経済学部 産業社会学科 開講科目	1	日本史	2	◎					◎								
	1	外国史	2	◎						◎							
	1	文化人類学	2	*						*							
	1	経済史Ⅰ	2	*						*							
	1	経済史Ⅱ	2	*						*							
	1	地理学	2		◎						◎						
	1	自然地理学	2		◎						◎						
	1	地誌学	2		◎							◎					
	2	地域経済論	2		*						*						
	2	地域政策論	2		*						*						
	2	環境経済論Ⅰ	2		*						*						
	3	経済地理学	2		*						*						
	1	政治と社会	2			◎						◎					
	1	社会学	2					○	1科目 選択必修					○	○どちら らかを 選択必修		
	1	社会経済学入門	2					○					○				
	2	マクロ経済学Ⅰ	2					*						○			
	1	社会思想史	2					*						*			
	2	経済思想史	2					*						*			
	2	社会経済学Ⅰ	2					*						*			
	2	社会経済学Ⅱ	2					*						*			
	2	マクロ経済学Ⅱ	2					*						*			
	2	ミクロ経済学Ⅰ	2					*						*			
	2	ミクロ経済学Ⅱ	2					*						*			
	2	日本経済史Ⅰ	2	*					*								
	2	日本経済史Ⅱ	2	*					*								
	2	西洋経済史Ⅰ	2	*						*							
	2	西洋経済史Ⅱ	2	*						*							
	2	イギリス近代思潮	2	*						*							
	2	商法Ⅰ	2				*						*				
	2	商法Ⅱ	2				*						*				
	1	哲学	2					3科目 のうち 1科目 選択必修	○						4科目 のうち 1科目 選択必修	○	
	1	倫理学	2						○							○	
	1	宗教の世界	2						○							○	
	1	心の科学	2													○	
他学部 開講科目	2	公共経済学Ⅰ	2				*						*		経済学部 経済学科 開講科目		
	2	公共経済学Ⅱ	2				*						*				
他学部 開講科目	1	民法Ⅰ	4				*						*		法学部 法学科 開講科目		
	2	民法Ⅱ	4				*						*				
	2	国際法	4				*						*				
	3	労働法	4				*						*				
	3	経済法	4				*						*				
	3	租税法	4				*						*				
教科の指導法に関する科目の必要 単位数を含めた最低修得単位数				28 単位					24 単位				24 単位				

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

経済学部 産業社会学科 対象

高等学校一種 (商業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (商業)		備考
該当授業科目				商業 の 関 係 科 目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
経済学部産業社会学科開講科目	1	基本簿記	4	◎		
	1	マクロ経済学入門	2	◎		
	1	ミクロ経済学入門	2	◎		
	2	経営データ分析Ⅰ	2	*		
	2	経営データ分析Ⅱ	2	*		
	2	経済データ分析Ⅰ	2	*		
	2	経済データ分析Ⅱ	2	*		
	1	経済学のための数学Ⅰ	2	*		
	1	経済学のための数学Ⅱ	2	*		
	1	統計学Ⅰ	2	*		
	1	統計学Ⅱ	2	*		
	2	農業経済論	2	*		
	2	食料経済論	2	*		
	2	工業経済論	2	*		
	2	産業技術論	2	*		
	2	商業経済論	2	*		
	2	サービス経済論	2	*		
	2	交通論	2	*		
	2	物流論	2	*		
	2	産業集積論	2	*		
	2	ゲーム理論Ⅰ	2	*		
	2	ゲーム理論Ⅱ	2	*		
	3	経営戦略論	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
他学科開講科目	2	金融論Ⅰ	2	*		経済学部 経済学科 開講科目
	2	金融論Ⅱ	2	*		
	2	財政学Ⅱ	2	*		
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 数学科 対象

中学校一種 (数学) / 高等学校一種 (数学)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				中一種 (数学) / 高一種 (数学)					備考
該当授業科目				代 数 学	幾 何 学	解 析 学	「確 率 論、 統計学」	コ ン ピ ュ ー タ	
配当 年次	授業科目名	単位数							
理工学部数学科開講科目	2 代数学Ⅰ	2	◎						
	2 代数学Ⅱ	2	*						
	3 代数学Ⅲ	2	*						
	3 代数学Ⅳ	2	*						
	3 代数学Ⅴ	2	*						
	3 代数学Ⅵ	2	*						
	4 代数学Ⅶ	2	*						
	4 代数学Ⅷ	2	*						
	1 線形代数Ⅰ	2	*						
	1 線形代数Ⅱ	2	*						
	2 線形代数Ⅲ	2	*						
	2 線形代数Ⅳ	2	*						
	2 幾何学Ⅰ	2		◎					
	2 幾何学Ⅱ	2		*					
	3 幾何学Ⅲ	2		*					
	3 幾何学Ⅳ	2		*					
	3 幾何学Ⅴ	2		*					
	3 幾何学Ⅵ	2		*					
	4 幾何学Ⅶ	2		*					
	4 幾何学Ⅷ	2		*					
	2 解析学Ⅰ	2			◎				
	2 解析学Ⅱ	2			*				
	3 解析学Ⅲ	2			*				
	3 解析学Ⅳ	2			*				
	3 解析学Ⅴ	2			*				
	3 解析学Ⅵ	2			*				
	4 解析学Ⅶ	2			*				
	4 解析学Ⅷ	2			*				
	1 微分積分Ⅰ	2			*				
	1 微分積分Ⅱ	2			*				
	2 微分積分Ⅲ	2			*				
	2 微分積分Ⅳ	2			*				
	2 数理情報Ⅰ	2				◎			
	3 数理情報Ⅲ	2				*			
	3 数理情報Ⅳ	2				*			
	3 数理情報Ⅴ	2				*			
	3 数理情報Ⅵ	2				*			
	4 数理情報Ⅶ	2				*			
	4 数理情報Ⅷ	2				*			
	1 情報科学Ⅰ	2						◎	
	1 コンピューターサイエンス	2						*	
教科の指導法に関する科目の必要 単位数を含めた最低修得単位数				中 28 単位 / 高 24 単位					

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 数学科 対象

高等学校一種 (情報)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分 該当授業科目				高一種 (情報)					備考
				情報社会 (職業に 関する 内容を含む) ・情報倫理	情報 処理・ コンピ ュータ ・理	情報 シス テム	情報 ネット ワーク	マルチ メディア 表現・ 技術	
配当 年次	授業科目名	単位数							
2	情報社会と情報倫理	2	◎						
2	情報技術の応用と職業	2	◎						
3	人間情報処理論	2	*						
1	コンピューターリテラシー	2	*						
3	経営情報論	2	*						
1	情報科学Ⅱ	2		◎					
2	計算機科学Ⅰ	4		◎					
3	計算機科学Ⅲ	2		*					
1	数学序論Ⅰ	2		*					
3	アルゴリズム・データ構造論	2		*					
2	数値情報Ⅱ	2			◎				
1	数学序論Ⅱ	2			*				
3	計算機科学Ⅳ	2			*				
3	計算機科学Ⅵ	2				◎			
3	情報ネットワーク論	2				*			
2	計算機科学Ⅱ	4						◎	
3	計算機科学Ⅴ	2						*	
3	パターン情報処理論	2						*	
3	数理物理学Ⅰ	2						*	
3	数理物理学Ⅱ	2						*	
教科の指導法に関する科目の必要 単位数を含めた最低修得単位数				24 単位					

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 電気電子工学科 対象

中学校一種 (理科) / 高等学校一種 (理科)

学校種 (免許教科)				中一種 (理科)					高一種 (理科)					備考
免許法施行規則に定める 科目区分				物 理 学 実 験	化 学 実 験	生 物 学 実 験	地 学 実 験	地 学 実 験	物 理 学 実 験	化 学 実 験	生 物 学 実 験	地 学 実 験	地 学 実 験	
該当授業科目	配当 年次	授業科目名	単位数	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	
理工学部電気電子工学科開講科目	1	物理学Ⅰ	2	○					○					
	1	物理学Ⅱ	2	○					○					
	1	物理学演習	1	*					*					
	1	電気電子工学概論	2	*					*					
	1	電気回路Ⅰおよび演習	3	*					*					
	2	電気回路Ⅱおよび演習	3	*					*					
	2	電気回路Ⅲ	2	*					*					
	2	電気磁気学Ⅰおよび演習	3	*					*					
	2	電気磁気学Ⅱおよび演習	3	*					*					
	3	電気磁気学Ⅲ	2	*					*					
	2	電気電子物性論Ⅰ	2	*					*					
	3	電気電子物性論Ⅱ	2	*					*					
	3	電気電子物性論Ⅲ	2	*					*					
	1	化学Ⅰ	2		○					○				
	1	化学Ⅱ	2		○					○				
	3	電気化学	2		*					*				
	1	生物学	2			○					○			
	2	地学Ⅰ	2				○					○		
	2	地学Ⅱ	2				*					*		
	1	物理学実験Ⅰ	1									○	○ いずれか ひとつを 選択必修	
	1	化学実験Ⅰ	1									○		
	1	化学実験Ⅱ	1									○		
	2	生物学実験	1									○		
	3	地学実験Ⅰ	1									○		
	3	地学実験Ⅱ	1									○		
	1	物理学実験Ⅱ	1						*				*	
	2	電気電子工学基礎実験	1						*				*	
	2	電気電子工学実験Ⅰ	2						*				*	
	3	電気電子工学実験Ⅱ	2						*				*	
	3	電気電子工学実験Ⅲ	2						*				*	
教科の指導法に関する科目の必要 単位数を含めた最低修得単位数				28 単位					24 単位					

○は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 電気電子工学科 対象

高等学校一種 (工業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (工業)		備考
該当授業科目				工業 の 関 係 科 目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
理工学部電気電子工学科開講科目	1	理工学概論	2	◎		
	1	コンピューターサイエンス	2	*		
	1	コンピューターリテラシー	2	*		
	1	電気基礎理論Ⅰ	2	*		
	1	電気基礎理論Ⅱ	2	*		
	1	プログラミングⅠおよび演習	3	*		
	2	プログラミングⅡおよび演習	3	*		
	2	電気基礎理論Ⅲ	2	*		
	2	電気基礎理論Ⅳ	2	*		
	2	技術者倫理	2	*		
	2	電気計測	2	*		
	2	エネルギー変換・発生工学	2	*		
	2	通信システム	2	*		
	2	電子回路 A	2	*		
	2	電子回路 B	2	*		
	3	電子回路 C	2	*		
	2	デジタル回路Ⅰ	2	*		
	3	デジタル回路Ⅱ	2	*		
	2	組み込みシステムⅠおよび演習	3	*		
	3	組み込みシステムⅡおよび演習	3	*		
	2	制御工学Ⅰ	2	*		
	3	制御工学Ⅱ	2	*		
	3	デジタル信号処理Ⅰ	2	*		
	3	デジタル信号処理Ⅱ	2	*		
	3	エネルギー伝送工学	2	*		
	3	電気機器工学	2	*		
	3	高電圧工学	2	*		
	3	電力系統工学	2	*		
	3	パワーエレクトロニクス	2	*		
	3	半導体工学Ⅰ	2	*		
	3	半導体工学Ⅱ	2	*		
	3	電子計測	2	*		
	3	センサ・センシング	2	*		
	3	情報理論	2	*		
	3	電磁波工学	2	*		
	3	ネットワーク	2	*		
	3	データベース	2	*		
	4	電気設計・製図	2	*		
	4	電気法規・施設管理	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 材料機能工学科 対象

中学校一種 (理科) / 高等学校一種 (理科)

学校種 (免許教科)				中一種 (理科)					高一種 (理科)					備考
免許法施行規則に定める 科目区分				物	化	生	地	地	生	化	物	物	化	
該当授業科目				理	学	物	学	学	学	学	学	学	学	
配当 年次	授業科目名	単位数	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	
1	物理学Ⅰ	2	○							○				
1	物理学Ⅱ	2	○							○				
1	物理学演習	1	*							*				
1	電気回路および演習	3	*							*				
1	電磁気学Ⅰおよび演習	3	*							*				
2	電磁気学Ⅱおよび演習	3	*							*				
2	物性論Ⅰおよび演習	3	*							*				
2	物性論Ⅱおよび演習	3	*							*				
2	材料力学Ⅰおよび演習	3	*							*				
2	材料力学Ⅱおよび演習	3	*							*				
2	量子力学Ⅰおよび演習	3	*							*				
2	量子力学Ⅱおよび演習	3	*							*				
2	熱力学	2	*							*				
2	統計力学	2	*							*				
3	量子エレクトロニクス	2	*							*				
1	化学Ⅰ	2		○							○			
1	化学Ⅱ	2		○							○			
3	分析化学	2		*							*			
1	生物学	2			○						○			
2	地学Ⅰ	2				○						○		
2	地学Ⅱ	2				*						*		
1	物理学実験Ⅰ	1						○					○	
1	化学実験Ⅰ	1						○						
1	化学実験Ⅱ	1						○						
2	生物学実験	1						○						
2	地学実験Ⅰ	1						○						
2	地学実験Ⅱ	1						○						
1	物理学実験Ⅱ	1						*					*	
2	材料機能工学実験Ⅰ	2						*					*	
3	材料機能工学実験Ⅱ	2						*					*	
3	材料機能工学実験Ⅲ	2						*					*	
教科の指導法に関する科目の必要 単位数を含めた最低修得単位数				28 単位					24 単位					

○は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 材料機能工学科 対象

高等学校一種 (工業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (工業)		備考
該当授業科目				工業 の 関係 科目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
理工学部材料機能工学科開講科目	1	理工学概論	2	◎		
	1	コンピューターリテラシー	2	*		
	1	工業力学	2	*		
	2	技術者倫理	2	*		
	1	製図基礎	2	*		
	2	電子回路設計・製作	2	*		
	2	アナログ電子回路	2	*		
	2	鉄鋼材料	2	*		
	2	科学技術リテラシー	2	*		
	3	真空工学	2	*		
	3	表面工学	2	*		
	3	デジタル電子回路	2	*		
	3	半導体デバイス	2	*		
	3	半導体基礎論	2	*		
	3	半導体工学	2	*		
	3	結晶材料	2	*		
	3	結晶成長	2	*		
	3	磁性材料	2	*		
	3	光・誘電工学	2	*		
	3	合金材料	2	*		
	3	焼結材料	2	*		
	3	高分子材料	2	*		
	3	複合材料	2	*		
	3	材料強度学	2	*		
	3	結晶塑性学	2	*		
	3	機械加工	2	*		
	3	溶融加工	2	*		
	3	機械要素	2	*		
	3	機械設計・製図	2	*		
	3	エレクトロニクス材料分析・評価法	2	*		
	3	機械材料分析・評価法	2	*		
	4	先端技術管理	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 応用化学科 対象

中学校一種 (理科) / 高等学校一種 (理科)

学校種（免許教科） 免許法施行規則に定める 科目区分 該当授業科目				中一種（理科）					高一種（理科）					備考
				物 理 学 										

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 応用化学科 対象

高等学校一種 (工業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (工業)		備考
該当授業科目				工業 の 関 係 科 目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
理工学部応用化学科開講科目	1	理工学概論	2	◎		
	1	コンピューターリテラシー	2	*		
	1	安全工学	2	*		
	2	実験基礎論	2	*		
	2	技術者倫理	2	*		
	2	物質構造学	2	*		
	2	分析化学	2	*		
	2	化学工学	2	*		
	3	分離精製工学	2	*		
	3	金属材料	2	*		
	3	電子材料	2	*		
	3	流動現象学	2	*		
	3	環境材料	2	*		
	3	表面工学	2	*		
	2	電気化学	2	*		
	2	製図基礎	2	*		
	3	真空工学	2	*		
	3	科学表現論	2	*		
	3	先端技術管理	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 機械工学科 対象

中学校一種 (理科) / 高等学校一種 (理科)

学校種 (免許教科)				中一種 (理科)					高一種 (理科)					備考
免許法施行規則に定める科目区分				物	化	生	地	地	生	化	物	物	化	
該当授業科目				理		物		学	物	学	理	理	物	
	配当年次	授業科目名	単位数	学	学	学	学	験	験	験	学	学	学	学
理工学部機械工学科開講科目	1	物理学Ⅰ	2	◎							◎			
	1	物理学Ⅱ	2	◎							◎			
	1	物理学演習	1	*							*			
	2	熱機関工学	2	*							*			
	2	流体力学Ⅰ	2	*							*			
	2	流体力学Ⅱ	2	*							*			
	2	材料力学Ⅰ	2	*							*			
	2	材料力学Ⅱ	2	*							*			
	2	機械力学Ⅰ	2	*							*			
	2	機械力学Ⅱ	2	*							*			
	2	熱力学Ⅰ	2	*							*			
	3	熱力学Ⅱ	2	*							*			
	3	伝熱工学	2	*							*			
	3	応用流体力学	2	*							*			
	3	材料強度学Ⅰ	2	*							*			
	3	材料強度学Ⅱ	2	*							*			
	1	化学Ⅰ	2		◎						◎			
	1	化学Ⅱ	2		◎						◎			
	1	生物学	2			◎						◎		
	2	地学Ⅰ	2				◎						◎	
	2	地学Ⅱ	2				*						*	
	1	物理学実験Ⅰ	1						◎				○	○ いずれか ひとつを 選択必修
	1	化学実験Ⅰ	1						◎				○	
	1	化学実験Ⅱ	1						◎				○	
	2	生物学実験	1						◎				○	
	3	地学実験Ⅰ	1						◎				○	
	3	地学実験Ⅱ	1						◎				○	
	1	物理学実験Ⅱ	1						*				*	
	3	機械工学実験	2						*				*	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				28 単位					24 単位					

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 機械工学科 対象

高等学校一種 (工業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (工業)		備考
該当授業科目				工業 の 関 係 科 目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
理工学部機械工学科開講科目	1	理工学概論	2	◎		
	1	コンピューターリテラシー	2	*		
	1	機械材料	2	*		
	1	コンピュータープログラミング	2	*		
	2	機械工学実習	2	*		
	1	機械工学概論	2	*		
	2	技術者倫理	2	*		
	2	機械設計 I	2	*		
	2	機械設計 II	2	*		
	2	機械要素	2	*		
	2	機械加工学	2	*		
	2	塑性加工学	2	*		
	1	機構学	2	*		
	2	コンピューターシミュレーション	2	*		
	2	基礎電気工学	2	*		
	2	基礎電子工学	2	*		
	3	データ解析工学	2	*		
	3	流体機械	2	*		
	3	生産管理	2	*		
	3	機械振動学	2	*		
	3	制御工学 I	2	*		
	3	制御工学 II	2	*		
	3	機械技術者倫理	2	*		
	3	機械設計・製作	4	*		
	3	CAE	2	*		
	3	計測工学	2	*		
	3	新技術概論	2	*		
	4	技術英語	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 交通機械工学科 対象

中学校一種 (理科) / 高等学校一種 (理科)

学校種 (免許教科)				中一種 (理科)					高一種 (理科)					備考
免許法施行規則に定める科目区分				物	化	生	地	地	生	化	物	物	化	
該当授業科目				理		物		学	物	学	学	理	物	
	配当 年次	授業科目名	単位数	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	
理工学部交通機械工学科開講科目	1	物理学Ⅰ	2	◎								◎		
	1	物理学Ⅱ	2	◎								◎		
	1	物理学演習	1	*								*		
	1	工業力学Ⅰ	2	*								*		
	2	工業力学Ⅱ	2	*								*		
	2	工業力学演習	1	*								*		
	2	材料力学Ⅰ	2	*								*		
	2	材料力学Ⅱ	2	*								*		
	2	流体力学Ⅰ	2	*								*		
	2	流体力学Ⅱ	2	*								*		
	2	熱力学Ⅰ	2	*								*		
	2	熱力学Ⅱ	2	*								*		
	3	材料力学演習	1	*								*		
	3	構造力学	2	*								*		
	3	流体力学演習	1	*								*		
	3	流れ学	2	*								*		
	3	振動学	2	*								*		
	1	化学Ⅰ	2		◎							◎		
	1	化学Ⅱ	2		◎							◎		
	1	生物学	2			◎						◎		
	2	地学Ⅰ	2				◎					◎		
	2	地学Ⅱ	2				*					*		
	1	物理学実験Ⅰ	1										○	いずれか ひとつを 選択必修
	1	化学実験Ⅰ	1										○	
	1	化学実験Ⅱ	1										○	
	2	生物学実験	1										○	
	2	地学実験Ⅰ	1										○	
	2	地学実験Ⅱ	1										○	
	1	物理学実験Ⅱ	1										*	
	2	交通機械工学実習Ⅱ	1										*	
	2	交通機械工学実習Ⅲ	1										*	
	3	交通機械工学実験Ⅰ	1										*	
	3	交通機械工学実験Ⅱ	1										*	
教科の指導法に関する科目の必要 単位数を含めた最低修得単位数				28 単位					24 単位					

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 交通機械工学科 対象

高等学校一種 (工業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (工業)		備考
該当授業科目				工業 の 関 係 科 目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
理工学部交通機械工学科開講科目	1	理工学概論	2	◎		
	1	コンピューターリテラシー	2	*		
	1	数値計算法Ⅰ	2	*		
	2	数値計算法Ⅱ	2	*		
	1	製図Ⅰ	2	*		
	2	製図Ⅱ	2	*		
	1	交通機械工学実習Ⅰ	1	*		
	2	技術者倫理	2	*		
	2	材料科学Ⅰ	2	*		
	2	材料科学Ⅱ	2	*		
	2	機構学	2	*		
	2	機械要素Ⅰ	2	*		
	3	機械要素Ⅱ	2	*		
	2	制御工学Ⅰ	2	*		
	3	制御工学Ⅱ	2	*		
	3	機械工作法	2	*		
	3	設計・CAD	1	*		
	3	交通機設計	1	*		
	3	エンジンⅠ	2	*		
	3	エンジンⅡ	2	*		
	3	自動車工学Ⅰ	2	*		
	3	自動車工学Ⅱ	2	*		
	4	自動車工学Ⅲ	2	*		
	3	航空宇宙工学Ⅰ	2	*		
	3	航空宇宙工学Ⅱ	2	*		
	4	航空宇宙工学Ⅲ	2	*		
	3	鉄道車両工学Ⅰ	2	*		
	3	鉄道車両工学Ⅱ	2	*		
	3	知的制御システム	2	*		
	3	管理科学	2	*		
	3	エレクトロニクスⅠ	2	*		
	3	エレクトロニクスⅡ	2	*		
	3	CAE	1	*		
	3	計測工学	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 メカトロニクス工学科 対象

高等学校一種 (工業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (工業)		備考
該当授業科目				工業 の 関 係 科 目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
理工学部メカトロニクス工学科開講科目	1	理工学概論	2	◎		
	1	コンピューターリテラシー	2	*		
	1	機械設計基礎Ⅰ	2	*		
	1	機械設計基礎Ⅱ	2	*		
	1	電気回路基礎	2	*		
	1	コンピュータープログラミングⅠ	2	*		
	1	コンピュータープログラミングⅡ	2	*		
	2	コンピュータープログラミングⅢ	2	*		
	2	技術者倫理	2	*		
	2	機械設計・製図	2	*		
	2	電気設計・製図	2	*		
	1	機構学	2	*		
	2	アナログ電子回路	2	*		
	1	電子回路と部品	2	*		
	3	デジタル電子回路	2	*		
	2	メカトロニクス要素設計	2	*		
	2	制御工学Ⅰ	2	*		
	3	制御工学Ⅱ	2	*		
	2	メカトロニクス実験Ⅰ	2	*		
	2	メカトロニクス実験Ⅱ	2	*		
	3	信号処理工学	2	*		
	3	技術英語	2	*		
	3	制御工学Ⅲ	2	*		
	3	ネットワーク	2	*		
	3	電気機器工学	2	*		
	4	振動学	2	*		
	3	機械加工学	2	*		
	3	自動車工学	2	*		
	3	伝熱工学	2	*		
	3	画像処理工学	2	*		
	3	医療機械工学	2	*		
	3	パワーエレクトロニクス	2	*		
	3	センサ・センシング	2	*		
	3	生産管理	2	*		
	4	CAE	2	*		
	4	計測工学	2	*		
	4	電気法規・施設管理	2	*		
	2	メカトロニクス数学演習	2	*		
	2	メカトロニクス基礎演習	2	*		
	2	コンピュータープログラミングⅣ	2	*		
	3	ロボット工学	2	*		
	4	機械学習	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 社会基盤デザイン工学科 対象

中学校一種 (理科) / 高等学校一種 (理科)

学校種 (免許教科)				中一種 (理科)					高一種 (理科)					備考
免許法施行規則に定める 科目区分				物 理	化 学	生 物	地 学	地 学	物 理	化 学	生 物	地 学	地 学	
該当授業科目				学 験	学 験	学 験	学 験	学 験	学 験	学 験	学 験	学 験	学 験	
	配当 年次	授業科目名	単位数											
理工学部社会基盤デザイン工学科開講科目	1	物理学Ⅰ	2	◎					◎					
	1	物理学Ⅱ	2	◎					◎					
	1	物理学演習	1	*					*					
	1	材料力学	2	*					*					
	1	力学基礎	2	*					*					
	2	建設材料学	2	*					*					
	2	構造力学Ⅰ	2	*					*					
	2	構造力学Ⅱ	2	*					*					
	3	構造力学Ⅲ	2	*					*					
	2	水理学Ⅰ	2	*					*					
	2	水理学Ⅱ	2	*					*					
	3	水理学Ⅲ	2	*					*					
	2	土質力学Ⅰ	2	*					*					
	2	土質力学Ⅱ	2	*					*					
	3	土質力学Ⅲ	2	*					*					
	3	鋼構造学	2	*					*					
	4	耐震工学	2	*					*					
	1	化学Ⅰ	2		◎					◎				
	1	化学Ⅱ	2		◎					◎				
	1	生物学	2			◎					◎			
	2	地学Ⅰ	2				◎					◎		
	2	地学Ⅱ	2				*					*		
	3	水域環境工学	2				*					*		
	3	地圏環境工学	2				*					*		
	1	物理学実験Ⅰ	1										○	○ いずれか ひとつを 選択必修
	1	化学実験Ⅰ	1										○	
	1	化学実験Ⅱ	1										○	
	2	生物学実験	1										○	
	3	地学実験Ⅰ	1										○	
	3	地学実験Ⅱ	1										○	
	1	物理学実験Ⅱ	1					*					*	
	3	土質・材料試験法	2					*					*	
教科の指導法に関する科目の必要 単位数を含めた最低修得単位数				28 単位					24 単位					

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 社会基盤デザイン工学科 対象

高等学校一種 (工業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (工業)		備考
該当授業科目				工業 の 関 係 科 目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
理工学部社会基盤デザイン工学科開講科目	1	理工学概論	2	◎		
	1	コンピューターリテラシー	2	*		
	1	測量学	2	*		
	1	デザイン技法	2	*		
	2	技術者倫理	2	*		
	1	プログラミング基礎演習	1	*		
	2	図学・CAD 演習	1	*		
	2	測量学実習Ⅰ	1	*		
	2	測量学実習Ⅱ	1	*		
	2	都市安全学	2	*		
	2	社会基盤計画学Ⅰ	2	*		
	3	社会基盤計画学Ⅱ	2	*		
	2	都市デザイン学	2	*		
	2	都市・国土制度論	2	*		
	3	コンクリート構造学	2	*		
	3	建設施工法	2	*		
	3	河川工学	2	*		
	3	海域工学	2	*		
	3	地盤防災工学	2	*		
	4	GIS・CIM 実習	2	*		
	3	交通デザイン学	2	*		
	4	プロジェクトマネジメント	2	*		
	4	施設維持管理論	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 環境創造工学科 対象

高等学校一種 (工業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (工業)		備考
該当授業科目				工業 の 関係 科目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
理工学部環境創造工学科開講科目	1	理工学概論	2	◎		
	2	技術者倫理	2	*		
	2	環境計測学Ⅰ	2	*		
	3	環境アセスメント	2	*		
	2	環境創造工学演習Ⅰ	2	*		
	2	環境創造工学演習Ⅱ	2	*		
	3	建設法規	2	*		
	3	環境リモートセンシング	2	*		
	2	環境システムⅡ	2	*		
	2	材料リサイクル	2	*		
	3	建設施工学	2	*		
	2	熱化学・光エネルギー工学	2	*		
	2	環境生態工学	2	*		
	2	生物化学工学	2	*		
	2	エネルギー管理工学	2	*		
	3	分離プロセス工学	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修科目、○は選択必修、*は選択科目を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 建築学科 対象

中学校一種 (理科) / 高等学校一種 (理科)

学校種（免許教科） 免許法施行規則に定める 科目区分 該当授業科目				中一種（理科）					高一種（理科）					備考				
				物理	化学	生物	地学	地学	生物学実験・	化学実験・	物理学実験・	物理	化学		生物	地学	地学	生物学実験、
	配当 年次	授業科目名	単位数	学	学	学	学	験	験	験	学	学	学	学	「	学	験、	
理工学部建築学科開講科目	1	物理学Ⅰ	2	○							○							
	1	物理学Ⅱ	2	○							○							
	1	物理学演習	1	*							*							
	1	建築構造概論	2	*							*							
	1	建築材料概論	2	*							*							
	1	構造力学概論	2	*							*							
	1	構造力学Ⅰ	2	*							*							
	2	構造力学Ⅱ	2	*							*							
	2	構造力学Ⅲ	2	*							*							
	2	建築環境物理	2	*							*							
	2	建築材料	2	*							*							
	2	建築各種構造Ⅰ	2	*							*							
	2	建築各種構造Ⅱ	2	*							*							
	3	耐震工学	2	*							*							
	1	化学Ⅰ	2		○							○						
	1	化学Ⅱ	2		○							○						
	1	生物学	2			○							○					
	2	地学Ⅰ	2				○							○				
	2	地学Ⅱ	2				*							*				
	1	物理学実験Ⅰ	1							○					○	○ いずれか ひとつを 選択必修		
	1	化学実験Ⅰ	1							○					○			
	1	化学実験Ⅱ	1							○					○			
	2	生物学実験	1							○					○			
3	地学実験Ⅰ	1							○					○				
3	地学実験Ⅱ	1							○					○				
1	物理学実験Ⅱ	1						*						*				
3	建築材料実験	2						*						*				
3	建築構造実験	2						*						*				
3	建築環境実験	2						*						*				
教科の指導法に関する科目の必要 単位数を含めた最低修得単位数				28 単位							24 単位							

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

理工学部 建築学科 対象

高等学校一種 (工業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (工業)		備考
該当授業科目				工業 の 関係 科目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
理工学部建築学科開講科目	1	理工学概論	2	◎		
	1	コンピューターリテラシー	2	*		
	1	建築史概論	2	*		
	1	建築計画概論	2	*		
	1	建築環境概論	2	*		
	1	デザイン基礎Ⅰ	2	*		
	1	デザイン基礎Ⅱ	2	*		
	2	技術者倫理	2	*		
	2	西洋建築史	2	*		
	2	建築応用数学	2	*		
	2	建築環境工学	2	*		
	2	建築設備概論	2	*		
	2	CAD デザイン	2	*		
	2	基本空間デザインⅠ	2	*		
	2	基本空間デザインⅡ	2	*		
	2	建築生産概論	2	*		
	2	都市計画	2	*		
	2	建築計画Ⅰ	2	*		
	2	建築計画Ⅱ	2	*		
	3	建築計画Ⅲ	2	*		
	3	建築環境計画	2	*		
	2	日本建築史	2	*		
	4	アジア建築史	2	*		
	3	インテリアデザイン	2	*		
	3	建築構造デザインⅠ	2	*		
	3	建築構造デザインⅡ	2	*		
	3	建築設備工学Ⅰ	2	*		
	3	建築設備工学Ⅱ	2	*		
	3	住環境計画	2	*		
	4	都市防災	2	*		
	3	建築生産Ⅰ	2	*		
	3	建築生産Ⅱ	2	*		
	3	建築法規行政	2	*		
	3	建築デザインⅠ	2	*		
	3	建築デザインⅡ	2	*		
	3	近代建築史	2	*		
	4	建築構造設計	2	*		
	4	都市環境デザイン	2	*		
	4	地域計画	2	*		
	4	建築維持保全	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

農学部 生物資源学科 対象

中学校一種 (理科) / 高等学校一種 (理科)

学校種 (免許教科)				中一種 (理科)					高一種 (理科)					備考
免許法施行規則に定める科目区分				物理	化学	生物	地学	地学	物理	化学	生物	地学	地学	
該当授業科目				理	学	物	学	学	理	学	物	学	学	
配当 年次	授業科目名	単位数	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	
1	物理学	2	◎						◎					
1	物質の成り立ち	2	*						*					
1	化学 I	2		◎						◎				
1	化学 II	2		◎						◎				
1	生物化学 I	2		*						*				
2	生物化学 II	2		*						*				
1	有機化学	2		*						*				
1	生物学 I	2			◎						◎			
1	生物学 II	2			◎						◎			
1	動物分類・形態学	2			*						*			
1	植物分類・形態学	2			*						*			
1	微生物学	2			*						*			
2	生物資源統計学	2			*						*			
2	植物生理学	2			*						*			
2	遺伝学	2			*						*			
3	育種学	2			*						*			
2	細胞生物学	2			*						*			
2	基礎昆虫学	2			*						*			
3	分子生物学	2			*						*			
3	植物細胞工学	2			*						*			
3	生物資源情報学	2			*						*			
1	地学	2				◎						◎		
1	地球と宇宙	2				*						*		
3	土壌学	2				*						*		
2	物理学実験	1						◎					○	○ いずれか ひとつを 選択必修
1	化学実験	1						◎					○	
1	生物学実験	1						◎					○	
2	地学実験	1						◎					○	
3	遺伝育種学実験	1						*					*	
3	昆虫学実験	1						*					*	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				28 単位					24 単位					

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

農学部 生物資源学科 対象

高等学校一種 (農業)

学校種（免許教科） 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種（農業） 農 業 の 関 係 科 目 職 業 指 導		備考
該当授業科目						
	配 当 年 次	授業科目名	単 位 数			
農学部生物資源学科開講科目	1	生物資源学概説	2	◎		
	1	作物生産科学	2	*		
	1	園芸学	2	*		
	1	生物資源経済学	2	*		
	2	生物資源学実験Ⅰ	1	*		
	2	生物資源学実験Ⅱ	3	*		
	2	植物病理学	2	*		
	2	応用昆虫学	2	*		
	2	果樹園芸学	2	*		
	2	野菜園芸学	2	*		
	2	花き園芸学	2	*		
	2	生物生産経営学	2	*		
	2	フィールド生産科学	2	*		
	2	食用作物学Ⅰ	2	*		
	3	食用作物学Ⅱ	2	*		
	3	フィールド生産科学実験	1	*		
	2	農場実習Ⅰ	1	*		
	2	農場実習Ⅱ	1	*		
	3	農場実習Ⅲ	1	*		
	3	農場実習Ⅳ	1	*		
	3	養分動態学	2	*		
	3	園芸利用学	2	*		
	3	資源作物学	2	*		
	3	植物病理学実験	1	*		
	3	食品経済学	2	*		
	3	植物感染制御学	2	*		
	3	農業環境微生物学	2	*		
	3	動物生産学	2	*		
	3	作物学実験	1	*		
	3	園芸学実験	1	*		
	3	生物生産経営学演習	1	*		
	3	食品科学	2	*		
	3	GAP 概論	1	*		
3	GAP 実践講座	1	*			
2	畜産食品原科学	2	*			
2	職業指導論	2		◎		
2	キャリアデザイン学	2		*		
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

農学部 応用生物化学科 対象

中学校一種 (理科) / 高等学校一種 (理科)

学校種（免許教科） 免許法施行規則に定める 科目区分 該当授業科目				中一種（理科）					高一種（理科）					備考				
				物 理 学	化 学	生 物 学	地 学	地 学 実 験	生 物 学 実 験	化 学 実 験	物 理 学 実 験	物 理 学	化 学		生 物 学	地 学	地 学 実 験	生 物 学 実 験
	配 当 年 次	授業科目名	単 位 数															
農学部応用生物化学科開講科目	1	物理学	2	○						○								
	1	物質の成り立ち	2	*						*								
	1	化学Ⅰ	2		○						○							
	1	化学Ⅱ	2		○						○							
	1	分析化学	2		*						*							
	1	有機化学Ⅰ	2		*						*							
	2	有機化学Ⅱ	2		*						*							
	1	物理化学Ⅰ	2		*						*							
	1	物理化学Ⅱ	2		*						*							
	1	無機化学Ⅰ	2		*						*							
	2	無機化学Ⅱ	2		*						*							
	2	生物有機化学	2		*						*							
	3	機器分析化学	2		*						*							
	3	化学工学	2		*						*							
	1	生物学Ⅰ	2			○						○						
	1	生物学Ⅱ	2			○						○						
	1	生物化学Ⅰ	2			*						*						
	2	生物化学Ⅱ	2			*						*						
	2	代謝生化学	2			*						*						
	2	微生物学Ⅰ	2			*						*						
	2	微生物学Ⅱ	2			*						*						
	3	分子生物学	2			*						*						
	3	タンパク質・遺伝子工学	2			*						*						
	1	地学	2				○						○					
	1	地球と宇宙	2				*						*					
	2	物理学実験	1							○					○	○ いずれか ひとつを 選択必修		
	1	化学実験	1							○					○			
	1	生物学実験	1							○					○			
2	地学実験	1							○					○				
2	応用生物化学実験Ⅲ	1							*						*			
3	応用生物化学実験Ⅵ	1							*						*			
2	応用生物化学実験Ⅰ	1							*						*			
2	応用生物化学実験Ⅳ	1							*						*			
教科の指導法に関する科目の必要 単位数を含めた最低修得単位数				28 単位					24 単位									

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

農学部 応用生物化学科 対象

高等学校一種 (農業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (農業)		備考
該当授業科目				農業 の 関 係 科 目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
農学部 応用生物化学科 開講科目	1	応用生物化学概説	2	◎		
	1	植物生命科学	2	*		
	1	食品化学総論	2	*		
	1	農場実習	1	*		
	2	食品加工実習	1	*		
	2	栄養科学Ⅰ	2	*		
	2	栄養科学Ⅱ	2	*		
	2	食品原科学	2	*		
	2	畜産食品原科学	2	*		
	2	食品利用学	2	*		
	2	フィールド生産科学	2	*		
	3	食品安全・衛生学	2	*		
	3	食品機能学Ⅰ	2	*		
	3	食品機能学Ⅱ	2	*		
	3	応用生物化学実験Ⅴ	1	*		
	3	応用生物化学実験Ⅶ	1	*		
	3	動物生命科学	2	*		
	3	醸造・発酵科学	2	*		
	2	職業指導論	2		◎	
	2	キャリアデザイン学	2		*	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

農学部 生物環境科学科 対象

中学校一種 (理科) / 高等学校一種 (理科)

学校種 (免許教科)				中一種 (理科)					高一種 (理科)					備考
免許法施行規則に定める科目区分				物	化	生	地	地	生	化	物	地	地	
該当授業科目				理	学	物	学	学	学	学	理	学	学	
配当 年次	授業科目名	単位数	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	学	
農学部生物環境科学科開講科目	1 物理学	2	○							○				
	1 物質の成り立ち	2	*							*				
	1 化学Ⅰ	2		○						○				
	1 化学Ⅱ	2		○						○				
	1 無機化学	2		*						*				
	2 有機化学	2		*						*				
	2 環境分析化学	2		*						*				
	3 機器分析化学	2		*						*				
	1 生物学Ⅰ	2			○						○			
	1 生物学Ⅱ	2			○						○			
	1 生態学	2			*						*			
	1 植物分類学	2			*						*			
	1 生物化学Ⅰ	2			*						*			
	2 生物化学Ⅱ	2			*						*			
	2 微生物学	2			*						*			
	2 分子生物学	2			*						*			
	2 動物生態学	2			*						*			
	2 環境情報解析学	2			*						*			
	2 環境動物学	2			*						*			
	2 植物生命化学	2			*						*			
	2 環境微生物学	2			*						*			
	2 海洋動物学	2			*						*			
	3 野生動物保全学	2			*						*			
	3 植物生理学	2			*						*			
	3 植物機能科学	2			*						*			
	3 植物生態学	2			*						*			
	3 環境バイオテクノロジー	2			*						*			
	1 地学	2				○						○		
	1 地球と宇宙	2				*						*		
	2 土壌学	2				*						*		
	2 物理学実験	1						○					○	○ いずれか ひとつを 選択必修
	1 化学実験	1						○					○	
	1 生物学実験	1						○					○	
	2 地学実験	1						○					○	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				28 単位					24 単位					

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

農学部 生物環境科学科 対象

高等学校一種 (農業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (農業)		備考
該当授業科目				農業 の 関 係 科 目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
農学部生物環境科学科開講科目	1	生物環境科学概説	2	◎		
	1	生物環境科学実習Ⅰ	1	*		
	1	生物環境科学実習Ⅱ	1	*		
	1	農場実習	1	*		
	2	保全植物学	2	*		
	2	森林生態学	2	*		
	2	ランドスケープ・デザイン学	2	*		
	2	緑地環境学	2	*		
	2	植物栄養学	2	*		
	2	物質循環論	2	*		
	2	フィールド生産科学	2	*		
	2	畜産食品原料学	2	*		
	3	生物環境科学実験	1	*		
	2	生物保全学実験・実習	1	*		
	2	緑地創造学実験・実習	1	*		
	3	物質動態学実験	1	*		
	3	生物機能科学実験	1	*		
	3	景観解析学	2	*		
	3	生物多様性科学	2	*		
	3	緑地植物学	2	*		
	3	環境土壌学	2	*		
	3	養分動態学	2	*		
	3	細胞分子生物学	2	*		
	2	職業指導論	2		◎	
	2	キャリアデザイン学	2		*	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

都市情報学部 都市情報学科 対象

高等学校一種 (公民)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (公民)			備考
該当授業科目				「法律学 (国際法を含む。)、政治学 (国際政治を含む。)」	「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	
	配当年次	授業科目名	単位数				
都市情報学部都市情報学科開講科目	2	政治と社会	2	◎			
	2	都市と行政	2	*			
	3	都市と自治	2	*			
	3	都市と国際関係	2	*			
	3	国際社会と政治	2	*			
	3	公共の政策	2	*			
	1	社会学	2		◎		
	2	経済と社会	2		*		
	1	都市と人間	2		*		
	2	都市の経済	2		*		
	2	都市と財政	2		*		
	2	都市の計画	2		*		
	3	貨幣の経済	2		*		
	3	企業の経済	2		*		
	3	地方と財政	2		*		
	3	都市と福祉	2		*		
	3	経済の政策	2		*		
	3	都市と公企業	2		*		
	3	都市と金融	2		*		
	3	国際化と地域開発	2		*		
	1	哲学	2	3科目のうち 1科目 選択必修			○
	1	宗教の世界	2				○
	1	心の科学	2				○
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位			

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

都市情報学部 都市情報学科 対象

高等学校一種 (情報)

学校種（免許教科） 免許法施行規則に定める 科目区分 該当授業科目				高一種（情報）						備考
				情報社会（職業に関する 内容を含む。） 情報倫理	情報処 理	コン ピ ュ ー タ ・ 処 理	情 報 シ ス テ ム	ネ ッ ト ワ ー ク 信 通	情 報 通 信	
配当 年次	授業科目名		単位数							
都市情報学部 都市情報学科 開講科目	1	ユビキタスと社会	2	○	1科目 選択 必修					
	1	情報社会と倫理	2	○						
	1	情報とビジネス	2	◎						
	3	事業のマネジメント	2	*						
	1	コンピュータ演習Ⅰ（リテラシー）	2		◎					
	1	コンピュータ演習Ⅱ（基礎プログラミング）	2		◎					
	2	コンピュータ演習Ⅳ（応用プログラミング）	2		◎					
	2	情報処理の基礎	2		◎					
	2	情報処理の応用	2		◎					
	3	視環境と情報処理	2		*					
	3	認知と情報処理	2		*					
	2	コンピュータ演習Ⅵ（データベース）	2			◎				
	2	データ分析と確率	2			*				
	2	データ分析と統計	2			*				
	3	情報と基礎解析	2			*				
	3	情報と応用解析	2			*				
	2	コンピュータ演習Ⅲ（オペレーティングシステム）	2				◎			
	2	情報管理の基礎	2				◎			
	2	情報管理の応用	2				◎			
	1	コンピュータシステム	2					*		
	3	画像と情報処理	2						◎	
	3	図形と情報処理	2						◎	
	2	コンピュータ演習Ⅴ（プレゼンテーション）	2						*	
3	数理と情報処理	2						*		
3	知識と情報処理	2						*		
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位						

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

人間学部 人間学科 対象

中学校一種 (社会) / 高等学校一種 (地理歴史) (公民)

学校種(免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分 該当授業科目				中一種 (社会)					高一種 (地理歴史)				高一種 (公民)				備考
				日本史・外国史	地理学(地誌を含む。)	「法学、政治学」	「社会学、経済学」	「哲学、倫理学、宗教学」	日本史	外国史	自然地理学・地誌	人文地理学・地誌	政治学(国際政治を含む。)	「法学(国際法を含む。)	「社会学、経済学(国際経済を含む。)	「宗教学、心理学」	
	配当年次	授業科目名	単位数														
人間学部人間学科開講科目	1	日本史	2	◎					◎								
	1	外国史	2	◎						◎							
	1	自然地理学	2		◎						◎						
	2	地理学	2		◎						◎						
	2	地誌学	2		◎							◎					
	1	歴史と文化	2	*					*								
	2	日本文化史	2	*					*								
	3	日本社会史	2	*					*								
	1	国際文化論	2	*						*							
	3	西洋社会史	2	*						*							
	2	西洋芸術史	2	*						*							
	1	欧米文化論	2	*						*							
	1	アジア文化論	2	*						*							
	1	文化人類学の世界	2	*						*							
	2	西洋文化史	2	*						*							
	3	都市文明史	2	*						*							
	1	地域文化論	2		*						*						
	1	政治と社会	2				○	1科目選択必修					○	1科目選択必修			
	2	政治学	2				○						○				
	1	国際関係論	2				*						*				
	2	国際協力論	2				*						*				
	3	国際組織論	2				*						*				
	1	社会学概論	2					○	1科目選択必修					○	1科目選択必修		
	1	自己と社会	2					○						○			
	3	現代社会論	2					*						*			
	2	家族社会学	2					*						*			
	1	経済と社会	2					*						*			
	1	都市と人間	2					*						*			
	2	環境社会学	2					*						*			
	1	哲学	2						1科目選択必修	○					1科目選択必修	○	
	1	宗教の世界	2							○						○	
他学部開講科目	2	国際経済論Ⅰ	2										*				
	2	国際経済論Ⅱ	2										*				
	2	開発経済学Ⅱ	2										*				
	2	中国経済論Ⅰ	2										*				
	2	中国経済論Ⅱ	2										*				
	2	地域政策論	2									*					
	2	地域経済論	2									*					
3	経済地理学	2									*						
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				28 単位					24 単位				24 単位				

○は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

人間学部 人間学科 対象

中学校一種 (英語) / 高等学校一種 (英語)

学校種(免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				中一種(英語) / 高一種(英語)				備考
該当授業科目				英 語 学	英 語 文 学	英語 コミュニケーション	異 文 化 理 解	
配当 年次	授業科目名	単位数						
人間学部人間学科開講科目	2 英語学	2	◎					
	1 英語音声学	2	◎					
	3 比較言語論	2	*					
	3 社会言語学	2	*					
	2 英語史	2	*					
	2 英語文学概論	2		◎				
	2 英語文学講読	2		*				
	3 英語文学研究	2		*				
	1 英語文学史	2		*				
	1 イングリッシュ・コミュニケーション	2				◎		
	2 国際コミュニケーション	2				*		
	2 リーディング・ライティングスキルⅠ	1				*		
	3 リーディング・ライティングスキルⅡ	1				*		
	4 リーディング・ライティングスキルⅢ	1				*		
	2 リスニング・コミュニケーションスキルⅠ	1				*		
	3 リスニング・コミュニケーションスキルⅡ	1				*		
	4 リスニング・コミュニケーションスキルⅢ	1				*		
	3 英語文化表現	2				*		
	2 パラグラフ・ライティング	2				*		
	2 異文化理解	2					◎	
	2 異文化コミュニケーション	2					*	
	2 英語圏文化研究	2					*	
	3 メディア・イングリッシュ	2					*	
	3 多文化社会論	2					*	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				中 28 単位 / 高 24 単位				

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項(学部学科)・教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目

外国語学部 国際英語学科 対象

中学校一種(英語)／高等学校一種(英語)

学校種(免許教科)				中一種(英語)／高一種(英語)				
免許法施行規則に定める科目区分				英 語 学	英 語 文 学	英語 コミュニケーション	異 文 化 理 解	備考
該当授業科目								
	配当 年次	授業科目名	単位数					
外国語学部 国際英語学科 開講科目	1	英語学概論	2	◎				
	1	英語音声学	2	◎				
	2	英語の構造と仕組み	2	*				
	2	コミュニケーションのための英文法	2	*				
	3	英語の広がりと多様性	2	*				
	1	英語文学概論	2		◎			
	2	イギリス文学研究	2		*			
	2	アメリカ文学研究	2		*			
	1	英語コミュニケーションⅠ(基礎Ⅰ)	2			◎		
	1	英語コミュニケーションⅡ(基礎Ⅱ)	2			◎		
	2	英語コミュニケーションⅢ(応用Ⅰ)	2			*		
	2	英語コミュニケーションⅣ(応用Ⅱ)	2			*		
	3	英語コミュニケーションⅤ(発展)	2			*		
	1	英語リーディングⅠ(基礎Ⅰ)	1			◎		
	1	英語リーディングⅡ(基礎Ⅱ)	1			◎		
	1	英語ライティングⅠ(基礎Ⅰ)	1			◎		
	1	英語ライティングⅡ(基礎Ⅱ)	1			◎		
	2	インタラクティブ・イングリッシュⅠ	2			*		
	2	インタラクティブ・イングリッシュⅡ	2			*		
	3・4	ビジネス英語	2			*		
	1	異文化理解	2				◎	
	2	異文化コミュニケーション	2				*	
	2	多文化共生論	2				*	
	2	アメリカ地域研究	2				*	
	2	イギリス地域研究	2				*	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				中 28 単位／高 24 単位				

学校種(免許教科)				中一種(英語)／高一種(英語)	
免許法施行規則に定める科目区分				に項に導教 をを法科 係合けに及 るる関び せ複す教 科た数の科 内内の科 目目の目 容事目指	備考
該当授業科目					
	配当 年次	授業科目名	単位数		
外国語学部 国際英語学科 開講科目	2	第二言語習得論	2	◎	*

※本区分の科目は、「第2欄:教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数に含めることができます。

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

情報工学部 情報工学科 対象

高等学校一種 (情報)

学校種 (免許教科)				高一種 (情報)					備考
免許法施行規則に定める 科目区分				情報社会(職業)に関する 内容を含む 情報倫理	情報 処理・ コンピ ュータ 処理	情報 シス テム	情報 通 信	マルチメディア表現・ マルチメディア技術	
該当授業科目	配当 年次	授業科目名	単位数						
情報工学部情報工学科開講科目	1	情報工学の世界	2	◎					
	3	情報技術の応用と職業	2	◎					
	3	情報セキュリティ	2	*					
	1	コンピューターリテラシー	2	*					
	2	アルゴリズム・データ構造	2		◎				
	1	プログラミング演習Ⅰ	1		◎				
	1	プログラミング演習Ⅱ	1		◎				
	4	応用アルゴリズム	2		*				
	2	ディジタル信号処理Ⅰ	2		*				
	2	ディジタル信号処理Ⅱ	2		*				
	3	人工知能	2		*				
	3	システム制御	2		*				
	2	オペレーティングシステム	2		*				
	4	言語情報処理	2		*				
	2	プログラミング演習Ⅲ	1		*				
	2	データベース	2			◎			
	2	ソフトウェア工学	2			*			
	2	情報工学実験Ⅰ	2			*			
	2	情報工学実験Ⅱ	2			*			
	1	情報通信ネットワーク	2				◎		
	3	情報通信システム	2				*		
	3	信号伝送論	2				*		
	2	情報理論	2				*		
	4	符号理論	2				*		
	4	ワイヤレス通信	2				*		
	1	マルチメディア基礎	2					◎	
	3	コンピュータグラフィックス	2					*	
	3	音声・音響信号処理	2					*	
	3	コンピュータビジョン	2					*	
教科の指導法に関する科目の必要 単位数を含めた最低修得単位数				24 単位					

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

3) 教科に関する専門的事項 (学部学科)

情報工学部 情報工学科 対象

高等学校一種 (工業)

学校種 (免許教科) 免許法施行規則に定める 科目区分				高一種 (工業)		備考
該当授業科目				工業 の 関 係 科 目	職 業 指 導	
	配当 年次	授業科目名	単位数			
情報工学部情報工学科開講科目	1	理工学概論	2	◎		
	1	コンピュータアーキテクチャⅠ	2	*		
	3	コンピュータアーキテクチャⅡ	2	*		
	2	ディジタル回路Ⅰ	2	*		
	2	ディジタル回路Ⅱ	2	*		
	2	電気電子回路Ⅰ	2	*		
	3	電気電子回路Ⅱ	2	*		
	4	集積回路設計	2	*		
	3	ハードウェア記述言語	2	*		
	4	センサ工学	2	*		
	2	言語・オートマトン	2	*		
	3	数値解析	2	*		
	3	コンパイラ	2	*		
	3	プログラミング言語論	2	*		
	3	パターン認識	2	*		
	4	数理計画法	2	*		
	2	画像処理	2	*		
	4	バーチャルリアリティ	2	*		
	2	プログラミング演習Ⅳ	1	*		
	1	テクニカルリテラシー	2	*		
	3	感性情報処理	2	*		
	3	フィジカルコンピューティング	2	*		
	3	職業指導論	2		◎	
教科の指導法に関する科目の必要単位数を含めた最低修得単位数				24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

4) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 において、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」について各 2 単位以上修得することが定められています。

下記の表により所属学部・部の該当する授業科目を必ず修得してください。

「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」に対応する授業科目について

学部	学科	免許法施行規則に定める科目及び単位数			左記に対応する開設授業科目			学部	学科	免許法施行規則に定める科目及び単位数			左記に対応する開設授業科目		
		科目	必要単位数	配当年次	授業科目	単位数	必修・選択必修			科目	必要単位数	配当年次	授業科目	単位数	必修・選択必修
法学部	法学科	日本国憲法	2	1	憲法Ⅰ	4	◎	農学部	生物資源学科	日本国憲法	2	1	日本国憲法	2	◎
		体育	2	1	生涯体育	2	○			※	1	健康・スポーツ科学Ⅰ	1	○	
				2	健康スポーツと実践	2	○					2	健康・スポーツ科学Ⅱ	1	○
				2	生涯スポーツと実践	2	○					2	健康・スポーツ科学Ⅲ	1	○
		外国語コミュニケーション	2	1	英会話Ⅰ	1	◎			2	2	健康・スポーツ科学Ⅳ	2	◎	
				1	英会話Ⅱ	1	◎				2	英会話Ⅲ	1	◎	
経営学部	経営学科	日本国憲法	2	1	日本国憲法	2	◎	都市情報学部	都市情報学科	日本国憲法	2	1	日本国憲法	2	◎
		体育	2	1	健康・スポーツ科学Ⅰ	1	◎			2	1	健康・スポーツ科学Ⅰ	1	◎	
				1	健康・スポーツ科学Ⅱ	1	◎				1	健康・スポーツ科学Ⅱ	1	◎	
		外国語コミュニケーション	2	1	英語(コミュニケーション)Ⅰ	1	◎			2	1	英語基礎Ⅰ(コミュニケーション)	1	○	
				1	英語(コミュニケーション)Ⅱ	1	◎				1	英語基礎Ⅱ(コミュニケーション)	1	○	
		数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	1	情報処理実習	1	◎			2	1	英語初級Ⅰ・Ⅱ(コミュニケーション)	1	○	
1	プログラミング実習			1	◎	1	英語初級Ⅰ・Ⅱ(コミュニケーション)	1	○						
経済学部	経済学科	日本国憲法	2	1	日本国憲法	2	◎	人間学部	人間学科	日本国憲法	2	1	日本国憲法	2	◎
		体育	2	1	健康・スポーツ科学Ⅰ	1	◎			2	1	健康・スポーツ科学Ⅰ	1	◎	
				1	健康・スポーツ科学Ⅱ	1	◎				1	健康・スポーツ科学Ⅱ	1	◎	
		外国語コミュニケーション	2	1	英語Ⅲ(コミュニケーション)	1	◎			2	1	英語Ⅲ(コミュニケーション)	1	◎	
				1	英語Ⅳ(コミュニケーション)	1	◎				1	英語Ⅳ(コミュニケーション)	1	◎	
		数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	1	コンピュータリテラシー	2	○			2	1	コンピュータリテラシー	2	○	
1	情報活用リテラシー			2	○	1	情報活用リテラシー	2	○						
理工学部	全学科	日本国憲法	2	3	日本国憲法	2	◎	外国語学部	国際英語学科	日本国憲法	2	1	日本国憲法	2	◎
		体育	2	1	体育科学Ⅰ	1	○			2	1	健康・スポーツ科学Ⅰ	1	◎	
				1	体育科学Ⅱ	1	○				1	健康・スポーツ科学Ⅱ	1	◎	
				2	体育科学Ⅲ	1	○				1	英語コミュニケーションⅠ(基礎Ⅰ)	2	○	
				2	体育科学Ⅳ	1	○				2	英語コミュニケーションⅡ(基礎Ⅱ)	2	○	
		外国語コミュニケーション	2	1	英語コミュニケーションⅠ	1	○			2	1	英語コミュニケーションⅢ(応用Ⅰ)	2	○	
2	英語コミュニケーションⅡ			1	○	2	英語コミュニケーションⅣ(応用Ⅱ)	2	○						
理工学部	下記学科以外	1	コンピュータリテラシー	2	◎	情報工学科	情報工学科	日本国憲法	2	3	日本国憲法	2	◎		
		数学科	2	1	コンピュータリテラシー			2	○	2	1	体育科学Ⅰ	1	○	
				2	計算機科学Ⅰ			4	○		2	体育科学Ⅱ	1	○	
		電気電子工学科	2	1	コンピュータサイエンス			2	○	2	2	体育科学Ⅲ	1	○	
				1	コンピュータリテラシー			2	○		2	体育科学Ⅳ	1	○	
		機械工学科	2	1	コンピュータリテラシー			2	○	2	1	英語コミュニケーションⅠ	1	○	
1	コンピュータプログラミング			2	○	2	英語コミュニケーションⅡ	1	○						
	2	2	コンピュータシミュレーション	2	○	2	2	英語コミュニケーションⅢ	1	○					
								2	英語コミュニケーションⅣ	1	○				

◎は必修、○は選択必修を表す。

※農学部の学生は、大学での教員免許状一括申請は、「体育」の履修条件を満たして 3 単位以上修得する必要があります。修得単位数が 2 単位の場合、教員免許状個人申請について、各自、都道府県教育委員会にご相談ください。

5) 大学院における『専修免許状』取得に必要な単位の履修方法

大学が独自に設定する科目（教科及び教科の指導法に関する科目表）

法学研究科 法律学専攻 対象

中学校専修（社会）／高等学校専修（公民）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が独自に設定 する科目	
該当授業科目				該当授業科目	
	専修 分野	授業科目名	単位数	中専修 社会	高専修 公民
法学研究科 法律学専攻 開講科目	憲法学	憲法Ⅰ（統治機構）	2	*	*
		憲法Ⅱ（人権保障）	2	*	*
		憲法Ⅲ（憲法訴訟）	2	*	*
		憲法Ⅳ（比較憲法）	2	*	*
		憲法Ⅴ（多文化共生）	2	*	*
	行政法学	行政法Ⅰ（一般理論）	2	*	*
		行政法Ⅱ（行政作用法）	2	*	*
		行政法Ⅲ（地方自治法）	2	*	*
		行政法Ⅳ（行政救済法）	2	*	*
	租税法	租税法Ⅰ（総論）	2	*	*
		租税法Ⅱ（租税争訟法・手続法）	2	*	*
		租税法Ⅲ（所得税）	2	*	*
		租税法Ⅳ（法人税）	2	*	*
		租税法Ⅴ（相続税）	2	*	*
		租税法Ⅵ（消費税）	2	*	*
	国際法学	国際法Ⅰ（総論）	2	*	*
		国際法Ⅱ（各論）	2	*	*
		国際法Ⅲ（組織）	2	*	*
	刑事法学	刑事法Ⅰ（刑法理論）	2	*	*
		刑事法Ⅱ（刑法判例）	2	*	*
		刑事法Ⅲ（刑事訴訟法）	2	*	*
		刑事法Ⅳ（刑事政策）	2	*	*
		刑事法Ⅴ（現代刑事法）	2	*	*
	民法学	民法Ⅰ（総則）	2	*	*
		民法Ⅱ（債権総論）	2	*	*
		民法Ⅲ（債権各論）	2	*	*
		民法Ⅳ（物権）	2	*	*
		民法Ⅴ（親族）	2	*	*
		民法Ⅵ（相続）	2	*	*

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が独自に設定 する科目	
該当授業科目				該当授業科目	
	専修 分野	授業科目名	単位数	中専修 社会	高専修 公民
法学研究科 法律学専攻 開講科目	国際私法学	国際私法Ⅰ（国際民事手続法）	2	*	*
		国際私法Ⅱ（準拠法）	2	*	*
	企業法学	企業法Ⅰ（企業組織法）	2	*	*
		企業法Ⅱ（金融・有価証券法）	2	*	*
		企業法Ⅲ（企業取引法）	2	*	*
		企業法Ⅳ（知的財産法）	2	*	*
		企業法Ⅴ（企業取引と税務）	2	*	*
	民事手続法学	民事手続法Ⅰ（民事訴訟法）	2	*	*
		民事手続法Ⅱ（民事執行・保全法）	2	*	*
		民事手続法Ⅲ（倒産法）	2	*	*
		民事手続法Ⅳ（裁判外紛争処理制度）	2	*	*
	社会法学	労働法Ⅰ（個別的労働関係法）	2	*	*
		労働法Ⅱ（集団的労働関係法）	2	*	*
		経済法Ⅰ（総論）	2	*	*
		経済法Ⅱ（各論）	2	*	*
	法哲学	法哲学Ⅰ（法理論）	2	*	*
		法哲学Ⅱ（正義論）	2	*	*
		法社会学Ⅰ（総論）	2	*	*
		法社会学Ⅱ（各論）	2	*	*
	法制史学	法制史Ⅰ（日本法制史）	2	*	*
		法制史Ⅱ（日本法制史史料解題）	2	*	*
		法制史Ⅲ（西洋法制史）	2	*	*
		法制史Ⅳ（西洋法制史史料解題）	2	*	*
	政治学	政治学Ⅰ（政治理論・思想）	2	*	*
		政治学Ⅱ（行政学）	2	*	*
		政治学Ⅲ（国際政治学）	2	*	*
		政治学Ⅳ（政治過程論）	2	*	*
	関連分野	外国法Ⅰ（英米法）【英語】	2	*	*
		外国法Ⅱ（大陸法）【ドイツ語】	2	*	*
		外国法Ⅱ（大陸法）【フランス語】			
最低修得単位数				24 単位	

◎は必修科目、○は選択必修、*は選択科目を表す。

経営学研究科 経営学専攻 対象
高等学校専修（商業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定す る科目
該当授業科目				
専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 商業	
経営学	経営管理研究	2	*	
	労務管理研究	2	*	
	情報産業組織研究	2	*	
	経営組織研究	2	*	
	国際経営研究	2	*	
	経営史研究	2	*	
	国際産業集積研究	2	*	
	コーポレート・ガバナンス研究	2	*	
	マーケティング研究	2	*	
	実践情報システム設計	2	*	
	グローバル経営戦略研究	2	*	
	実践コスト・マネジメント研究	2	*	
	実践起業研究	2	*	
	アジア企業研究	2	*	
	ヨーロッパ企業研究	2	*	
	労使関係研究	2	*	
	労務監査研究	2	*	
	経営情報システム研究	2	*	
	環境マネジメント研究	2	*	
	経営学外国文献研究	2	*	
会計学	財務会計研究	2	*	
	制度会計研究	2	*	
	会計監査研究	2	*	
	管理会計研究	2	*	
	コスト・マネジメント研究	2	*	
	国際会計研究	2	*	
	税務会計研究	2	*	
	環境会計研究	2	*	
	非営利組織体会計研究	2	*	
	コーポレート・ファイナンス研究	2	*	
	インベストメント・マネジメント研究	2	*	
	金融機関経営研究	2	*	
	会計学・ファイナンス外国文献研究	2	*	
最低修得単位数				24 単位

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

経済学研究科 経済学専攻 対象
中学校専修（社会）／高等学校専修（公民）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が独自 に設定する 科目
該当授業科目				
専修 分野	授業科目名	単位数	中専修 社会	高専修 公民
理論経済・経済史	マクロ経済学研究	4	*	*
	ミクロ経済学研究	4	*	*
	情報の経済学研究	4	*	*
	経済理論研究	4	*	*
	経済思想研究	4	*	*
	経済統計学研究	4	*	*
	西洋経済史研究	4	*	*
	日本経済史研究	4	*	*
経済学研究科 経済学専攻 開講科目	地方財政論研究	4	*	*
	金融論研究	4	*	*
	労働経済論研究	4	*	*
	アジア経済論研究	4	*	*
	中国経済論研究	4	*	*
	国際経済論研究	4	*	*
	環境経済論研究	4	*	*
	工業経済論研究	4	*	*
	交通経済学研究	4	*	*
	農業経済論研究	4	*	*
現代産業構造	現代企業論研究	4	*	*
	中小企業論研究	4	*	*
	地域産業論研究	4	*	*
	経済地理学研究	4	*	*
最低修得単位数			24 単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 数学専攻 対象
中学校専修（数学）／高等学校専修（数学）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定する 科目
該当授業科目				
	専修 分野	授業科目名	単位数	中専修 数学 高専修 数学
理工学研究科 数学専攻 開講科目	代数学	代数的整数論特論Ⅰ	2	*
		代数的整数論特論Ⅱ	2	*
		環論特論Ⅰ	2	*
		環論特論Ⅱ	2	*
		代数的構造論特論Ⅰ	2	*
		代数的構造論特論Ⅱ	2	*
		数論の幾何学特論	2	*
		代数学講究Ⅰ A	4	*
		代数学講究Ⅰ B	4	*
		代数学講究Ⅱ A	4	*
		代数学講究Ⅱ B	4	*
		現代代数学特論 A	2	*
		現代代数学特論 B	2	*
	幾何学	微分幾何学特論Ⅰ	2	*
		微分幾何学特論Ⅱ	2	*
		解析幾何学特論Ⅰ	2	*
		解析幾何学特論Ⅱ	2	*
		幾何学講究Ⅰ A	4	*
		幾何学講究Ⅰ B	4	*
		幾何学講究Ⅱ A	4	*
		幾何学講究Ⅱ B	4	*
	関数解析学	応用幾何学特論	2	*
		関数方程式特論Ⅰ	2	*
		関数方程式特論Ⅱ	2	*
		複素解析学特論Ⅰ	2	*
		複素解析学特論Ⅱ	2	*
		関数解析学講究Ⅰ A	4	*
		関数解析学講究Ⅰ B	4	*
		関数解析学講究Ⅱ A	4	*
	大域解析学	関数解析学講究Ⅱ B	4	*
		現代解析学特論	2	*
		大域解析学特論Ⅰ	2	*
		大域解析学特論Ⅱ	2	*
		大域空間解析学特論Ⅰ	2	*
		大域空間解析学特論Ⅱ	2	*
		大域解析学講究Ⅰ A	4	*
		大域解析学講究Ⅰ B	4	*
	情報数学	大域解析学講究Ⅱ A	4	*
		大域解析学講究Ⅱ B	4	*
		確率及び量子情報論特論Ⅰ	2	*
確率及び量子情報論特論Ⅱ		2	*	
確率過程論特論Ⅰ		2	*	
確率過程論特論Ⅱ		2	*	
数論の確率論特論Ⅰ		2	*	
数論の確率論特論Ⅱ		2	*	
計算機数学特論Ⅰ		2	*	
計算機数学特論Ⅱ		2	*	
非線形数理特論Ⅰ		2	*	
非線形数理特論Ⅱ		2	*	
確率及び量子情報論講究Ⅰ A	4	*		
確率及び量子情報論講究Ⅰ B	4	*		
確率及び量子情報論講究Ⅱ A	4	*		
確率及び量子情報論講究Ⅱ B	4	*		
統計数理学特論	2	*		
無限次元解析特論	2	*		
最低修得単位数				24 単位

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 情報工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定す る科目
該当授業科目				
	専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業
理工学研究科 情報工学専攻 開講科目	情報 デバイス	計算機工学特論	2	*
		ヒューマンマシンシステム特論	2	*
		知的信号処理特論	2	*
		知的制御システム特論	2	*
		画像情報システム特論	2	*
	情報 処理	アルゴリズム特論	2	*
		パターン情報処理特論	2	*
		人工知能特論	2	*
		知的データ分析特論	2	*
	情報 メディア	音声・音響情報処理特論	2	*
		視覚・色彩情報処理特論	2	*
		コンピュータグラフィックス特論	2	*
		言語処理特論	2	*
		バーチャルリアリティ特論	2	*
	情報 通信	ネットワーク特論	2	*
		無線通信工学特論	2	*
		情報セキュリティ特論	2	*
		情報理論特論	2	*
	最低修得単位数			

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 電気電子工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定す る科目
該当授業科目				
	専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業
理工学研究科 電気電子工学専攻 開講科目	エネルギー環境工学	電気エネルギー工学特論 A	2	*
		電気エネルギー工学特論 B	2	*
		エネルギー環境材料工学特論 I	2	*
		エネルギー環境材料工学特論 II	2	*
		エネルギー環境システム工学特論 A	2	*
		エネルギー環境システム工学特論 B	2	*
		エネルギー変換工学特論 A	2	*
		エネルギー変換工学特論 B	2	*
	電子物性デバイス工学	電子デバイス特論 A	2	*
		電子デバイス特論 B	2	*
		電子物性特論 A	2	*
		電子物性特論 B	2	*
		真空デバイス特論 A	2	*
		真空デバイス特論 B	2	*
		電子光学特論 A	2	*
		電子光学特論 B	2	*
		電子デバイスプロセス特論 A	2	*
		電子デバイスプロセス特論 B	2	*
	システム情報通信工学	制御システム工学特論 A	2	*
		制御システム工学特論 B	2	*
		情報通信システム特論 A	2	*
		情報通信システム特論 B	2	*
		情報通信工学特論 A	2	*
		情報通信工学特論 B	2	*
		制御情報システム特論 A	2	*
		制御情報システム特論 B	2	*
		システム工学特論 A	2	*
		システム工学特論 B	2	*
	電子生命情報工学	電子生命情報工学特論 A	2	*
		電子生命情報工学特論 B	2	*
		電子生命情報応用工学特論 A	2	*
		電子生命情報応用工学特論 B	2	*
		電子生命情報計測工学特論 A	2	*
		電子生命情報計測工学特論 B	2	*
最低修得単位数			24 単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 材料機能工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定する 科目
該当授業科目				
	専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業
理工学研究科 材料機能工学専攻 開講科目	ナノ・イン テリジェ ント材料	ナノ電子材料特論Ⅰ	2	*
		ナノ電子材料特論Ⅱ	2	*
		ナノ分析特論Ⅰ	2	*
		ナノ分析特論Ⅱ	2	*
		光物性工学特論Ⅰ	2	*
		光物性工学特論Ⅱ	2	*
		量子光エレクトロニクス特論Ⅰ	2	*
		量子光エレクトロニクス特論Ⅱ	2	*
		エネルギー環境材料特論Ⅰ	2	*
		エネルギー環境材料特論Ⅱ	2	*
	エレクトロ ニクス材 料	エレクトロニクス材料特論Ⅰ	2	*
		エレクトロニクス材料特論Ⅱ	2	*
		エレクトロニクスデバイス特論Ⅰ	2	*
		エレクトロニクスデバイス特論Ⅱ	2	*
		半導体デバイス特論Ⅰ	2	*
		半導体デバイス特論Ⅱ	2	*
		光・量子エレクトロニクス特論Ⅰ	2	*
		光・量子エレクトロニクス特論Ⅱ	2	*
	コンポジ ット材 料	コンポジット材料特論Ⅰ	2	*
		コンポジット材料特論Ⅱ	2	*
		表面改質材料特論Ⅰ	2	*
		表面改質材料特論Ⅱ	2	*
		生体材料特論Ⅰ	2	*
		生体材料特論Ⅱ	2	*
金属材料特論Ⅰ		2	*	
金属材料特論Ⅱ		2	*	
最低修得単位数			24単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 応用化学専攻 対象
中学校専修（理科）／高等学校専修（理科）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定す る科目
該当授業科目				
	専修 分野	授業科目名	単位数	中専修 理科 高専修 理科
理工学研究科 応用化学専攻 開講科目	生命有機化学	応用有機化学特論	2	*
		応用生命分子科学特論	2	*
		先端超分子化学特論	2	*
		ソフトマター特論	2	*
		機能性高分子材料特論	2	*
		バイオマテリアル特論	2	*
	物質物理化学	ナノ構造科学特論	2	*
		機能ナノマテリアル特論	2	*
		応用物性化学特論	2	*
		応用磁気化学特論	2	*
		物質機能物理化学特論	2	*
	環境・エネルギー科学	環境化学特論	2	*
		グリーンケミストリー特論	2	*
		機能性エネルギー材料特論	2	*
		無機材料科学特論	2	*
		導電材料特論	2	*
		低温物性特論	2	*
		固体表面化学特論	2	*
		生命エネルギーデバイス特論	2	*
		応用分析化学科目	組成分析化学	1
	構造機器分析化学		1	*
	生命有機分析化学		1	*
	無機物質分析化学		1	*
最低修得単位数				24 単位

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 機械工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定する 科目
該当授業科目				
	専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業
理工学研究科 機械工学専攻 開講科目	熱・流体	熱工学特論Ⅰ	2	*
		熱工学特論Ⅱ	2	*
		高温気体力学特論Ⅰ	2	*
		高温気体力学特論Ⅱ	2	*
		粘性流体工学特論Ⅰ	2	*
		粘性流体工学特論Ⅱ	2	*
		流体工学特論Ⅰ	2	*
		流体工学特論Ⅱ	2	*
		燃烧工学特論	2	*
		伝熱工学特論	2	*
	材料・強度	材料強度応用工学特論Ⅰ	2	*
		材料強度応用工学特論Ⅱ	2	*
		材料システム工学特論Ⅰ	2	*
		材料システム工学特論Ⅱ	2	*
		先進材料評価学特論Ⅰ	2	*
		先進材料評価学特論Ⅱ	2	*
	設計・生産	マイクロマシニング特論Ⅰ	2	*
		マイクロマシニング特論Ⅱ	2	*
		生産加工システム工学特論Ⅰ	2	*
		生産加工システム工学特論Ⅱ	2	*
		創造設計工学特論Ⅰ	2	*
		創造設計工学特論Ⅱ	2	*
	運動力学・制御	機械機能工学特論Ⅰ	2	*
		機械機能工学特論Ⅱ	2	*
		生体工学特論Ⅰ	2	*
		生体工学特論Ⅱ	2	*
		知的制御工学特論Ⅰ	2	*
		知的制御工学特論Ⅱ	2	*
機械知能工学特論Ⅰ		2	*	
機械知能工学特論Ⅱ		2	*	
最低修得単位数				24 単位

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 交通機械工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定する 科目
該当授業科目				
	専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業
理工学研究科 交通機械工学専攻 開講科目	エネルギー・流体工学	エネルギー科学特論Ⅰ	2	*
		エネルギー科学特論Ⅱ	2	*
		推進工学特論Ⅰ	2	*
		推進工学特論Ⅱ	2	*
		流体科学特論Ⅰ	2	*
		流体科学特論Ⅱ	2	*
		流体システム特論Ⅰ	2	*
		流体システム特論Ⅱ	2	*
		計算力学特論	2	*
		計算科学特論	2	*
	材料・構造科学	材料科学特論Ⅰ	2	*
		材料科学特論Ⅱ	2	*
		構造力学特論Ⅰ	2	*
		構造力学特論Ⅱ	2	*
		軽量構造学特論Ⅰ	2	*
		軽量構造学特論Ⅱ	2	*
		適応構造システム学特論Ⅰ	2	*
		適応構造システム学特論Ⅱ	2	*
	制御・システム工学	マンマシンシステム学特論Ⅰ	2	*
		マンマシンシステム学特論Ⅱ	2	*
		知的制御特論Ⅰ	2	*
		知的制御特論Ⅱ	2	*
		自動車システム学特論Ⅰ	2	*
		自動車システム学特論Ⅱ	2	*
最低修得単位数			24単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 メカトロニクス工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定する科目
該当授業科目				
	専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業
理工学研究科 メカトロニクス工学専攻 開講科目	計測制御システム学	知能計測システム学特論	2	*
		情報システム制御工学特論	2	*
		計測システム学特論	2	*
		制御システム学特論	2	*
		先端信号処理学特論	2	*
		ロボットシステムデザイン学特論	2	*
		知能ロボット学特論	2	*
	機能システム構築学	知能システム制御工学特論	2	*
		制御工学特論	2	*
		機械情報システム学特論	2	*
		知能機械学特論	2	*
		機能システム構築学特論	2	*
		機能システム制御特論	2	*
	マルチスケール メカトロニクス	ナノ・マイクロシステム制御特論	2	*
		ナノ・マイクロ知能システム特論	2	*
		マイクロロボット学特論	2	*
		ナノ・マイクロ制御システム特論	2	*
		応用電磁気学特論	2	*
		電子デバイス学特論	2	*
	最低修得単位数			24 単位

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 社会基盤デザイン工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定す る科目
該当授業科目				
	専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業
理工学研究科 社会基盤デザイン工学専攻 開講科目	構造工学	構造解析学特論Ⅰ	2	*
		構造解析学特論Ⅱ	2	*
		構造設計学特論Ⅰ	2	*
		構造設計学特論Ⅱ	2	*
	水工学	水文学特論Ⅰ	2	*
		水文学特論Ⅱ	2	*
		河川工学特論Ⅰ	2	*
		河川工学特論Ⅱ	2	*
		水理学特論Ⅰ	2	*
		水理学特論Ⅱ	2	*
	地盤工学	地盤工学特論Ⅰ	2	*
		地盤工学特論Ⅱ	2	*
		地盤解析学特論Ⅰ	2	*
		地盤解析学特論Ⅱ	2	*
	都市・交通計画学	都市システム工学特論Ⅰ	2	*
		都市システム工学特論Ⅱ	2	*
		都市デザイン工学特論Ⅰ	2	*
		都市デザイン工学特論Ⅱ	2	*
		交通システム工学特論Ⅰ	2	*
		交通システム工学特論Ⅱ	2	*
	建設材料学	建設材料学特論Ⅰ	2	*
		建設材料学特論Ⅱ	2	*
		建設材料力学特論Ⅰ	2	*
		建設材料力学特論Ⅱ	2	*
最低修得単位数			24 単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 環境創造工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定す る科目
該当授業科目				
	専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業
理工学研究科 環境創造工学専攻 開講科目	エネルギー・資源循環学	環境材料学特論	2	*
		資源循環学特論	2	*
		構造性能学特論	2	*
		エネルギー創成学特論	2	*
		エネルギー変換学特論	2	*
		エネルギー環境工学特論	2	*
		エネルギー管理工学特論	2	*
		水環境工学特論	2	*
		水処理工学特論	2	*
	環境共生学	環境生物工学特論	2	*
		バイオマス科学特論	2	*
		地盤数値解析学特論	2	*
		地盤物質移動解析学特論	2	*
		大気環境科学特論	2	*
		地球観測情報特論	2	*
	人間活動環境学	空間計画学特論	2	*
		環境デザイン学特論	2	*
		構造動態学特論	2	*
		構造分析学特論	2	*
		人間環境工学特論	2	*
		サステナブルデザイン特論	2	*
最低修得単位数				24 単位

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 建築学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定す る科目
該当授業科目				
専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業	
理工学研究科 建築学専攻 開講科目	建築 ス ペ ー ス デ ザ イ ン	建築・地域デザイン特論Ⅰ	2	*
		建築・地域デザイン特論Ⅱ	2	*
		建築計画特論	2	*
		建築スペースデザイン特論	2	*
		建築歴史意匠特論	2	*
		建築空間特論	2	*
		建築史特論	2	*
		建築設計総合特論	2	*
	建築 環 境 デ ザ イ ン	建築環境デザイン特論	2	*
		建築環境計画特論	2	*
		建築環境工学特論 A	2	*
		建築環境工学特論 B	2	*
	建 築 材 料 デ ザ イ ン	建築材料・生産特論	2	*
		コンクリート工学特論 A	2	*
		コンクリート工学特論 B	2	*
	建 築 構 造 工 学	建築構造工学特論Ⅰ	2	*
		建築構造工学特論Ⅱ	2	*
		建築構造解析特論Ⅰ	2	*
		建築構造解析特論Ⅱ	2	*
		建築応用力学特論Ⅰ	2	*
		建築応用力学特論Ⅱ	2	*
		建築構造デザイン特論Ⅰ	2	*
		建築構造デザイン特論Ⅱ	2	*
	共通	建築実践特論	2	*
最低修得単位数			24 単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

農学研究科 農学専攻 対象

中学校専修（理科）／高等学校専修（理科）

高等学校専修（農業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が独自 に設定する 科目	
該当授業科目					
	専修 分野	授業科目名	単位数	中専修 理科	高専修 理科
農学研究科 農学専攻 開講科目	分子生物 情報・ 育種学	分子生物情報学特論	2	*	*
		植物分子遺伝学特論	2	*	*
	生物 保護学	昆虫学特論	2	*	*
		植物病理学特論	2	*	*
	生命科学	分子微生物学特論	2	*	*
		生化学特論	2	*	*
		分子細胞生物学特論	2	*	*
	分子化学	物理化学特論	2	*	*
		有機化学特論	2	*	*
		分析化学特論	2	*	*
	生物保全学	植物保全学特論	2	*	*
		動物保全学特論	2	*	*
	生物機能科学	地球環境修復学特論	2	*	*
		植物環境応答学特論	2	*	*
最低修得単位数				24 単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定す る科目
該当授業科目				
	専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 農業
農学研究科 農学専攻 開講科目	栽培植物生産学	作物生産学特論	2	*
		園芸生産学特論	2	*
		園芸生理学特論	2	*
	経営・経済学	生物生産経営学特論	2	*
		生物資源経済学特論	2	*
	食品科学	食品栄養科学特論Ⅰ	2	*
		食品栄養科学特論Ⅱ	2	*
		食品製造科学特論	2	*
		食品機能学特論	2	*
	制御学 生物学	生物制御科学特論Ⅰ	2	*
		生物制御科学特論Ⅱ	2	*
	物質動態学	養分動態学特論	2	*
		土壌学特論	2	*
		環境汚染科学特論	2	*
	緑地創造学	ランドスケープ・デザイン学特論	2	*
		景観解析学特論	2	*
	フィールド 生産科学	動植物生産科学特論Ⅰ	2	*
		動植物生産科学特論Ⅱ	2	*
最低修得単位数				24 単位

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

6) 転学部生・転学科生・編入学生の教職課程の履修について

- ① 転学部生・転学科生で、教職課程を履修している者は、教職センター【教職・学芸員】で履修指導を受けてください。
- ② 編入学生が教職課程を履修する場合、前在籍大学の『成績証明書』及び『学力に関する証明書』（教員免許状申請用）を取り寄せ、教職センター【教職・学芸員】で履修指導を受けてください。
 - (1) 前在籍大学が課程認定を有する大学の場合
前在籍大学発行の『学力に関する証明書』に基づき、取得を希望する免許教科に必要な授業科目を履修してください。
 - (2) 前在籍大学が課程認定を有しない大学の場合
前在籍大学において修得した単位のうち、本学において認定された単位を含めて、取得を希望する免許教科に必要な授業科目を履修してください。
教職に関する科目については、全て、本学において履修してください。
- ③ 高専・短大等からの編入学で教職課程の履修を希望される場合は、認定単位等の確認のため、必ず事前に教職センターに相談してください（認定単位の使用に制限がある場合があります）。

7) 大学院生の教職課程の履修について

大学院進学後に一種免許状を取得する場合
本学学部において一種免許状取得に必要な単位を修得できずに卒業し、継続して本学大学院へ進学した場合、大学院在学中に一種免許状を取得するために必要な授業科目の履修が認められます。
この場合は、教職履修費 (26,400 円) 納入および科目等履修生としての登録手続きが必要となります。
また、指導教員の承諾書等が必要です。詳細は大学院便覧で確認するか、教職センター【教職・学芸員】で説明を受けてください。
大学院生で一種免許状取得のための新規登録は認められません。

8. 教育職員免許状（教員免許状）の申請

教員免許状は、大学において必要単位を修得したうえで、教育委員会に申請することにより、交付を受けることができます。
ただし、卒業・修了年次生（3月に限ります。）に限り、大学から愛知県教育委員会に一括で申請手続きを行うことで、卒業式当日（3月に限ります。）に教員免許状の受取りが可能となります。対象者は、予め教員免許状一括申請ガイダンスに出席したうえで、必要な手続きを行います。
ガイダンスの日程等は、所定の掲示板で確認してください。

申請区分	申請対象者	申請手続等
一括申請	3月の卒業年次生、修了年次生で、 ・学部的一种免許状申請者 ・大学院の専修免許状申請者	教員免許状一括申請 1次申請：9月 2次申請：11月 ※編入学生は、申請手続時に相談のこと
個人申請	・一括申請ができなかった卒業年次生、修了年次生 ・大学院修了年次生で一種免許状を申請する者 ・9月に卒業、修了が可となった者	居住地の都道府県教育委員会へ必要書類等を確認し提出する。 教育委員会によって、申請方法、申請時期が異なるため、予め確認が必要。

教員免許状取得後の取扱い等については、「教育職員免許法」等に基づき、免許管理者（交付を受けた都道府県教育委員会）の定めに従う必要があります。

科目等履修生として一種免許状を取得する場合
大学在学中に教職課程に必要な授業科目を修得できなかった場合、卒業（退学）後に科目等履修生として不足科目の単位を修得し、教員免許状を取得できる制度があります。詳細は教職センター【教職・学芸員】で確認してください。また、手続きについては大学HPを参照してください。

9. 教員採用試験

1) 公立学校教員について

公立学校の教員になるためには、都道府県または政令指定都市の教育委員会が実施する公立学校教員採用試験に合格し、採用候補者の名簿に登録されなければなりません。そしてこの名簿の中からその年度の欠員状況、教員組織の状況などを考慮して選定し、所定の手続きを経た上で採用が決定されます。

採用試験は、例年概ね6～7月頃を中心に実施されています（教員採用試験は3年次に受験できる自治体もあります。）。採用試験の実施要項等の詳細については各自が予め教育委員会などに問い合わせてください。

2) 私立学校教員について

私立学校の教員になるためには、「各私立学校独自の公募による採用」と「私立学校教員適性検査」の2つの方法があります。「各私立学校独自の公募による採用」については、教職センターに求人のあったものは、所定の掲示板に掲載するので、希望者は確認のうえ応募してください。

私学適性検査は、静岡県などで行われており、教職教養、小論文などの試験の成績順に名簿登録を行うという方式が一般的です。また、他の自治体の私学協会では、このような検査を行わず、ただの「登録制」としているところもあります。

こうした私学適性検査は採用を保証するものではないですが、公立・私立を問わず、教員になりたいという方は受検をおすすめします。

3) 臨時採用教員について

臨時採用教員とは、専任教員に欠員が出た場合に期限つきで採用される教員のことで、正規教員と同様の業務に就く「臨時的任用教員（常勤講師）」と、「時間講師（非常勤講師）」の2種類に大別されます。いずれも各自自治体が独自に募集を行っており、任用希望者が各教育委員会へ登録し、そこから選考される形が一般的です。

10. 教員採用試験対策指導

1) 教員採用試験対策講座について

教職への第一歩をふみだすためには、公立学校や私立学校の「教員採用選考試験」を通過しなければなりません。

本学教職センターでは、こうした教員採用試験をめざす履修学生に対し、以下(1)～(7)に示したとおり、さまざまな教員採用試験対策指導を行っていますので、積極的に参加してください。

詳細は、採用試験対策講座オリエンテーションにて説明します。

- (1) 採用試験対策講座オリエンテーション（9月・2月頃実施）
- (2) 各種教員採用試験対策指導「勉強会」
- (3) 教員採用試験のための公開模擬試験
- (4) 小論文対策講座
- (5) 採用試験1次面接対策
- (6) 採用試験2次試験対策
- (7) 小学校教員資格認定試験対策講座

2) 教職学習室・教職教材研究室の利用方法について

教職課程履修者が利用できる施設があります。

【名称】 場所	備え置き資料・利用内容等	利用方法・注意事項
天白キャンパス 【教職学習室】 タワー 75/12 階	教員採用試験に関する過去問、教員のおすすめ図書などが置いてあります。 ○教員採用試験の勉強をする部屋	利用方法・注意事項については、ポータルサイトで案内する内容に従ってください。
天白キャンパス 【教職教材研究室】 タワー 75/12 階	中学校及び高等学校の教科書・参考書などの教材図書が置いてあります ○教材研究をする部屋	
ドーム前キャンパス 【教職学習室】 東館 DE215	天白キャンパスの教職学習室及び教職教材研究室に準じた過去問・参考書・教科書等があり、同様の利用内容として使用します。	

【資料】 教育職員免許法（抜粋）

教育職員免許法（抜粋）

（昭和二十四年法律第四百七十七号）

令和7年4月1日現在

（略）

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。
- 三 禁錮以上の刑に処せられた者
- 四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

- 一 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- 二 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つている者

4 第六項に規定する授与権者は、第二項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。

5 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

- 一 短期大学士の学位（学校教育法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）又は準学士の称号を有する者
- 二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

6 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

（略）

（効力）

第九条 普通免許状は、全ての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下この条において同じ。）において効力を有する。

2 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから三年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

（略）

附 則

1 この法律は、昭和二十四年九月一日から施行する。

（略）

別表第一（第五条、第五条の二関係）

第一欄		第二欄	第三欄	
免許状の 種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育 に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	七五	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五一	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三一	
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三七	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	三五	
高等学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八三	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	五九	
特別支援 学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、 中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の 普通免許状を有すること。		五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、 中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の 普通免許状を有すること。		二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園 の教諭の普通免許状を有すること。		一六

【資料】 教育職員免許法施行規則（抜粋）

教育職員免許法施行規則

（昭和二十九年文部省令第二十六号）

令和 7 年 4 月 1 日現在

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基き、及びその規定を実施するため教育職員免許法施行規則（昭和二十四年文部省令第三十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（略）

第一章 単位の修得方法等

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

（略）

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数												第五欄	第六欄		
	第二欄		第三欄					第四欄								
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目							
			前項の各科目に含めることが必要な事項	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習	教職実践演習										
教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	歴史及び思想	教育の理念並びに教育に関する	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的・制度的又は経営事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	
専修免許状	二八	一〇 (六)							一〇 (六)				一〇 (六)	五 (三)	二	二八
一種免許状	二八	一〇 (六)							一〇 (六)				一〇 (六)	五 (三)	二	四
二種免許状	一二	六 (三)							六 (四)				六 (四)	五 (三)	二	四

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）、
- ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、法律学、政治学、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」
- ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
- ニ 理科 物理学、化学、生物学、地学、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
- ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）、
- ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）、
- ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」、運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
- チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）、
- リ 技術 材料加工（実習を含む。）、機械・電気（実習を含む。）、生物育成、情報とコンピュータ
- ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学
- ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
- ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
- ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
- カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 四 第一号中「 」内に示された事項は当該事項の一以上にわたつて行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。
- 五 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。
- 七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第三号において同じ。）の教育を中心とするものとする。
- 八 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
- 八の二 前号に規定する実務証明責任者は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数																	第六欄	
第二欄	第三欄						第四欄						第五欄		第六欄				
教科及び教職に関する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						教育実践に関する科目		大学が独自に設定する科目					
前項の各科目に含めることが必要な事項	教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	歴史及び思想	教育の理念並びに教育に関する	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育に関する社会的・制約的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	総合的な探究の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教育実習	教職実践演習	
専修免許状	二四	一〇 (四)				八 (五)						三 (二)		二	三六				
一種免許状	二四	一〇 (四)				八 (五)						三 (二)		二	一二				

備考

- 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学
- ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌
- ハ 公民 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
- ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
- ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
- ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）、音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）」
- ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」
- チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）」
- リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」
- ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」

- ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
- ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習
- ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学
- カ 情報 情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理、コンピュータ・情報処理、情報システム、情報通信ネットワーク、マルチメディア表現・マルチメディア技術
- ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導
- タ 工業 工業の関係科目、職業指導
- レ 商業 商業の関係科目、職業指導
- ソ 水産 水産の関係科目、職業指導
- ツ 福祉 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解
- ネ 商船 商船の関係科目、職業指導
- ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
- ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
- ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 二 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
- 四 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 五 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
- 六 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。
- 七 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては八単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては四単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年以上とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

(略)

學 芸 員 課 程

1. 学芸員課程を履修する皆さんへ

1) 学芸員とは

学芸員は、博物館において、博物館資料の収集、保管、調査研究、展示およびその他これと関連する事業を担当する専門職のことです。学芸員として博物館への勤務を希望する場合、かならず学芸員資格が必要になります（ただし、任用は各博物館によって行われます）。また、学芸員資格取得を条件とする職種に就きたい場合にも必要です。学芸員資格は文部科学省が所管する国家資格です。

2) 博物館とは

博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集や保存、調査研究、展示、教育普及といった活動を一体的に行う施設のことです。価値がある資料の実物を通して人々の学習活動を支援する施設でもあります。博物館には歴史博物館や科学博物館、美術館、水族館、動植物園など、さまざまな種類があります。

3) 本学の学芸員養成理念について

名城大学では、次の養成理念のもと、学芸員課程を開設しています。

名城大学学芸員養成理念

名城大学は、

- ・専門的な知識と実践力を備え、高いコミュニケーション能力と博物館活動を運営管理できる能力を有する学芸員
- ・謙虚で豊かな包容力と力強い実行力を持ち、誰からも信頼される学芸員の養成を目指します。

2. 大学で学芸員資格を取得するには

1) 博物館法の定めについて

博物館法第5条に学芸員資格を有する者になる条件が書かれています。第1項には「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」となっています。学芸員資格を大学で取得するためには、学士の資格を得ることおよび「博物館に関する科目」の単位を修得することが必要となります。

3. 学芸員資格を取得できる学部・学科

本学において、学芸員資格を取得できる学部・学科は、次表のとおりです。

学 部	学 科
法学部	法学科
経営学部	経営学科、国際経営学科
経済学部	経済学科、産業社会学科
理工学部	数学科、電気電子工学科、材料機能工学科、応用化学科、機械工学科、交通機械工学科、メカトロニクス工学科、社会基盤デザイン工学科、環境創造工学科、建築学科
農学部	生物資源学科、応用生物化学科、生物環境科学科
都市情報学部	都市情報学科
人間学部	人間学科
外国語学部	国際英語学科
情報工学部	情報工学科

4. 学芸員資格取得に必要な単位の取得について

本課程を修了するには、次の基礎資格を満たし、「博物館に関する科目」の単位を基準どおり取得しなければなりません。

1) 基礎資格

学士の学位を有すること

2) 博物館に関する科目・・・【別表1】参照

① すべて学芸員課程開講科目で、20 単位以上修得しなければなりません。

② 「博物館資料論Ⅰ」は理工・農・情報工学部の学生が必修、「博物館資料論Ⅱ」は法・経営・経済・人間・外国語学部が必修科目となります。

都市情報学部の学生は、「博物館資料論Ⅰ」または「博物館資料論Ⅱ」のいずれか一つが必修科目となります。

また、各学部とも「博物館資料論Ⅰ」および「博物館資料論Ⅱ」の両方を履修しても差し支えありません。

【別表1】博物館に関する科目

博物館法施行規則に定める科目		本学開講科目				備考
科 目 名	単位数	配当 年次	科目名	単位数		
				必修	選択	
生涯学習概論	2	1	生涯学習論	2		人間学部以外
		2	学習社会論	2		人間学部のみ (人間学部開講科目)
博物館概論	2	2	博物館原論	2		
博物館経営論	2	2	博物館経営論	2		
博物館情報・メディア論	2	3	博物館情報論	1		
		3	教育メディア環境論	2		
博物館資料論	2	3	博物館資料論Ⅰ	2		理系(都市含む)
		3	博物館資料論Ⅱ	2		文系(都市含む)
博物館資料保存論	2	2	博物館資料保存論	2		
博物館展示論	2	2	博物館展示論	2		
博物館実習	3	3	博物館実習Ⅰ	2		学内
		4	博物館実習Ⅱ	1		館務
		4	博物館実習Ⅲ		1	館務
博物館教育論	2	1	博物館教育論	2		
必要単位数	19	最低修得単位数		20		

5. 博物館実習について

博物館実習には、学内で行う「博物館実習Ⅰ（学内実習）」と博物館で行う「博物館実習Ⅱ・Ⅲ（館務実習）」があります。

1) 博物館実習Ⅰ（学内実習）[3年次]・必修

学内実習は、2年次までに修得した授業科目の理論を基礎として、履修生の専門分野に応じて、実際の資料の作成や資料取扱いについて体験し、翌年度に実施する、館務実習を円滑に進めることができるように準備する授業科目です。

学内実習に係る交通費・入館料・資料等の実費は、一部履修者の負担となる場合があります。

学内実習は、複数のプログラムにより成り立っており、学外でのフィールドワーク、博物館の見学、展示物制作と展示実習などがあります。プログラムによって学部別、全学部合同、等実施形態も異なります。

2) 博物館実習Ⅱ（館務実習）[4年次]・必修

館務実習は、実際の博物館等において学芸員の指導のもとに資料の取扱いや展示・教育活動についての実習を行い、学芸員の業務全般について体験し、理解を深めます。

館務実習は、博物館の特別なご好意と、極めて多忙な学芸員のご協力により実施されます。貴重な時間と労力を割いて、次代を担う人材を育てるために指導にあたっていただくことを銘記して、謙虚かつ真摯な態度で実習に臨んでください。

3) 博物館実習Ⅲ（館務実習）[4年次]・選択

2)の博物館実習Ⅱ（館務実習）が5日間以上の実習となる場合がありますので、履修登録しておいてください。10日間以上の実習の場合、単位が修得できます。

4) 博物館実習Ⅱ・Ⅲ（館務実習）の概要

実 習 先	博物館 ※自身で確保
実 習 の 時 期	4年次の7月～10月頃 ※実習先と申込時に相談
実 習 の 期 間	最低5日間 ※実習する博物館との相談による
実 習 の 申 込 手 続	実習を希望する博物館等へ自身が申込 ※3年次の12月にガイダンスで説明
実 習 の 申 込 方 法	博物館により異なるため、自身で情報収集が必要
実 習 の 費 用	博物館により異なるため、必要な場合は自身で支払

5) 博物館実習Ⅱ・Ⅲ（館務実習）の参加資格

博物館実習Ⅱ・Ⅲに参加できるのは、参加年度に最終学年に在学する学生で、下記のすべてに該当する者でなければなりません。

- ① 前年度までに「博物館に関する科目」のうち「博物館実習Ⅰ」「博物館原論」「博物館経営論」「博物館資料論」（「博物館資料論Ⅰ」または「博物館資料論Ⅱ」）の単位を修得していること。ただし、学部の必修科目と該当科目が時間割上、重複した場合はこの限りではない。
- ② その他、本課程を修了するのに必要な単位を卒業までに修得する見込みがあること。
- ③ 博物館での実習に耐えうる心身の健康を保持すること。
- ④ 学芸員の仕事に対して熱意があること。

6. 学芸員課程の登録および諸手続

1) 学芸員課程の登録と履修費の納入について

学芸員課程の履修を希望する学生は、学芸員課程オリエンテーションに出席し、学芸員課程履修希望登録及び学芸員履修費（30,000円）の納付が必要です。

- (1) 学芸員課程履修希望登録を行うことによって、学芸員課程開講科目を履修登録することができるようになります。
- (2) 所定の履修費で学芸員課程を履修することができる期間は、大学学部在籍期間です。
- (3) 退学・除籍の後、再入学・復籍した者が、再び学芸員課程を履修しようとするときは、既納の額と再履修を出願した年度の履修費に差額がある場合は、その差額を納付する必要があります。

2) 学芸員課程の授業科目の履修登録について

学芸員課程を履修するために必要な授業科目の履修登録は、4月の履修登録期間内に行ってください。

3) 大学院生の履修について

本学学部において学芸員資格に必要な単位を取得できずに卒業し、継続して本学大学院へ進学した場合、大学院在学中に学芸員資格のために必要な授業科目の履修が認められます。

この場合は、学芸員履修費（30,000円）納入および科目等履修生としての登録手続きが必要となります。

また、指導教員の承諾書等が必要です。詳細は、教職センター【教職・学芸員】で説明を受けてください。

大学院生で学芸員資格のための新規登録は認められません。

4) 単位制度について

大学における教育課程は、大学設置基準にもとづく単位制を採用しています。単位とは1つの授業科目の学習に要する時間を表す基準です。単位制とは、各年次に配当されている所定の科目を履修し、それらの科目ごとに割り当てられている単位を修得し、これを一定数積み上げることによって卒業できる制度をいいます。大学の授業は講義・演習・実験・実技科目に大別することができますが、各授業科目の1単位当たりの学習時間は、教室等で行う授業時間と教室外で行う準備学習・事後学習の自学自習時間を合わせて45時間が必要になります。単位制度の趣旨を理解して、履修する単位数に相当する自主的学習時間が必要であることを意識して、日ごろの授業に臨んでください。

5) 学芸員課程の年間スケジュール（予定）

	1年次	2年次	3年次	4年次
4月	新入生オリエンテーション 学芸員課程登録 学芸員履修費納入			
5月				
6月				
7月				博物館実習（館務実習） （実習先により期間が異なる）
8月				
9月				
10月				
11月				
12月			・「博物館実習（館務実習）」 希望登録ガイダンス ・博物館実習報告会（聴講）	博物館実習報告会（発表）
1月			博物館実習正式依頼開始	
2月				学芸員課程資格判定
3月	新2年次ガイダンス	新3年次ガイダンス	新4年次ガイダンス	学芸員課程修了証書交付 （卒業式当日）

7. 修了証書の授与

本課程を修了した履修生には卒業時に学芸員課程修了証書（資格取得証書）が授与されます。

【資料】 博物館法（抜粋）

博物館法

（昭和二十六年法律第二百八十五号）

令和7年4月1日現在

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 登録（第十一条—第二十二條）
- 第三章 公立博物館（第二十三条—第二十八条）
- 第四章 私立博物館（第二十九条—第三十条）
- 第五章 博物館に相当する施設（第三十一条）
- 附則

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）及び文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。
- 2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。
- 3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。
- 4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。）を含む。）をいう。
- （博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
 - 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
 - 三 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
 - 四 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
 - 五 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - 六 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
 - 七 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - 八 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
 - 九 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
 - 十 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
 - 十一 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
 - 十二 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する

施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

- 3 博物館は、第一項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

（館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

（学芸員の資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
 - 二 次条各号のいずれかに該当する者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
 - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

（学芸員補の資格）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員補となる資格を有する。

- 一 短期大学士の学位（学校教育法第四百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）及び同条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）を有する者で、前条第一項第一号の文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
- 二 前号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者

（館長、学芸員及び学芸員補等の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、館長、学芸員及び学芸員補その他の職員に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第十条 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第二章 登録（略）

第三章 公立博物館

（博物館協議会）

第二十三条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十四条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第二十五条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設

置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第二十六条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十七条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十八条 国は、博物館を設置する地方公共団体又は地方独立行政法人に対し前条の規定による補助金の交付をした場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消しが第十九条第一項第一号に該当することによるものである場合には、既に交付した補助金を、第三号又は第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第十九条第一項の規定による登録の取消しがあつたとき。
- 二 地方公共団体又は地方独立行政法人が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体又は地方独立行政法人が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体又は地方独立行政法人が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第四章 私立博物館

(都道府県教育委員会との関係)

第二十九条 都道府県教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第三十条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

- 一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの
- 二 都道府県教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）
- 三 指定都市教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。

3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。

5 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

附 則 (略)

【資料】博物館法施行規則（抜粋）

博物館法施行規則

（昭和三十年文部省令第二十四号）

令和7年4月1日現在

第一章 博物館に関する科目の単位（第一条・第二条）

第二章 学芸員及び学芸員補の資格（第三条―第十八条）

第三章 博物館の登録に係る基準を定めるに当たつて参酌すべき基準（第十九条―第二十一条）

第四章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準（第二十二条）

第五章 博物館に相当する施設の指定（第二十三条―第二十七条）

附則

第一章 博物館に関する科目の単位

（博物館に関する科目の単位）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第五条第一項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	二
博物館概論	二
博物館経営論	二
博物館資料論	二
博物館資料保存論	二
博物館展示論	二
博物館教育論	二
博物館情報・メディア論	二
博物館実習	三

2 博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第六条第三項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

（博物館実習）

第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

第二章 学芸員及び学芸員補の資格

（学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者）

第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第一項各号のいずれかに該当する者であつて、大学において博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者（略）

（試験認定の方法及び試験科目）

第六条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記の方法により行う。

- 2 試験認定は、二回以上にわたり、それぞれ一以上の試験科目について受けることができる。
- 3 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試 験 科 目
生涯学習概論
博物館概論
博物館経営論
博物館資料論
博物館資料保存論
博物館展示論
博物館教育論
博物館情報・メディア論

（略）

第三章 博物館の登録に係る基準を定めるに当たつて参酌すべき基準（略）

第四章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準（略）

第五章 博物館に相当する施設の指定

（申請の手続）

第二十三条 法第三十一条第一項の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十五条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二十五条において同じ。）が設置する施設にあつては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十五条において同じ。）に、それぞれ提出しなければならない。

- 一 指定を受けようとする施設の設置者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 指定を受けようとする施設の名称及び所在地
 - 三 その他指定を行う者が定める事項
- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの
 - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - 三 その他指定を行う者が定める書類

（指定の審査）

第二十四条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前条第一項の指定申請書の提出があつたときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第三十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

- 二 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
 - 三 当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
 - 四 当該施設の施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。
 - 五 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
 - 六 一年を通じて百日以上開館すること。
- 2 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前項第二号から第四号までに規定する基準を定めるに当たっては、第十九条から第二十一条までの規定を参酌して定めるものとする。この場合において、第十九条（第七号を除く。）中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第一号中「博物館を運営する」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設（次条及び第二十一条において「指定施設」という。）を運営する」と、第二十条第一号及び第三号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、第二十一条第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第三号及び四号中「博物館」とあるのは「指定施設」とする。
- 3 前項に規定する指定の審査に当たっては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。
- （略）

附 則 （略）

2025年度(令和7年度)
教職課程便覧
学芸員課程便覧

発行日／2025年4月1日

発行／名城大学教職センター

〒468-8502

名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地

TEL：052-832-1151(代表)

印刷／常川印刷株式会社

MEIJOth
MEIJO UNIVERSITY 1926  2026